

中堅・中小企業の更なる成長に向け 国の主要施策を一挙ご紹介

合同施策説明会

日時：2026年2月12日（木） 15:00-17:30

会場：中小企業大学校関西校 セミナールーム 1A及びオンライン配信

事務局：近畿経済産業局

本説明会における登壇内容（スライド・発言）の著作権は、各登壇組織に帰属します。以下の行為は固くお断りいたします。

- ・会場内での写真撮影、録音、録画（スマホ、ICレコーダー等）
- ・SNSや動画サイト等への無断転載・公開

※主催者側で記録用の撮影・録画を行っております。あらかじめご了承ください。

開会挨拶・プログラム説明

経済産業省 近畿経済産業局
地域経済部 地域未来投資促進室

人材確保

生産性向上人材育成 支援センター

厚生労働省
人材開発統括官付訓練企画室

生産性向上人材育成支援センター事業

- ◆ 生産性向上人材育成支援センターとは、**中小企業等に対して人材育成に関する相談を実施し**、様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案し、職業訓練の実施まで一貫して支援する**総合窓口**である。
- ◆ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジ等に設置（全国87カ所）。

< 訓練支援の流れ >

1. 人材育成に関する相談

人材育成に悩みを抱える中小企業等を、担当者が訪問し、人材育成に関する課題や方策等を整理。

2. 人材育成プランの提案

整理した課題等に応じて、生産性向上人材育成支援センターの用意する様々な支援メニューの中から最適な人材育成プランを提案。

3. 職業訓練の実施や指導員の派遣

人材育成プランに応じて、民間を活用した企業の要望に応じたオーダーメイド型の職業訓練の実施や、指導員の派遣等を実施。

事業スキーム

中小企業等の方向けに、一貫した支援を行っている（企業規模に関わらず利用可能）。

支援の概要	訓練期間
生産性向上支援訓練 民間教育訓練機関に委託して、生産管理、IoT、クラウドの活用、組織マネジメント、ITによる業務改善など、生産性向上に必要な知識等の習得を支援	概ね1～5日（6～30時間） （IT業務改善は4～30時間）
在職者訓練 機構が実施する、生産現場の課題解決に向け、実習を中心としたカリキュラムにより、高度なものづくり分野の技能・技術の習得を支援	概ね2～5日（12～30時間）
職業訓練指導員の派遣／施設設備の貸出 機構の職業訓練指導員を企業に派遣、ポリテクセンター等の施設設備等の貸出し	—

問合わせ先：

最寄りのポリテクセンター、ポリテクカレッジ、東京の場合は東京支部の生産性向上人材育成支援センターの各HPからご参照ください。

生産性向上人材育成支援センター活用事例

企業概要

従業員数：14人（男性7名、女性7名）

事業内容：各種業務用ソフトウェアの設計・開発・サポート、自社パッケージの設計・開発・サポート、Windowsサーバの構築、データベースサーバの構築、企業内ネットワーク設計・開発・サポート、パソコン及び周辺機器の販売・修理

利用したきっかけ

- 当該企業の人材定着率は高く、通常業務はOJTを中心に時間をかけて取り組んでいる一方、**新しい発想や問題解決手法など新たな視点で業務を見る力を育てる社外研修を活用したOFF-JTにも取り組みたい**と考えていた。
- しかし、社外の研修を全員で複数回利用するのは難しいと考えていたところ、2019年にポリテクセンターの生産性向上支援訓練において自社内でOFF-JTを実施できることを知った。
- **講師が当社の課題に対して、的確で専門性の高い訓練を提案してくれる点に魅力を感じ、2019年以降、人材育成計画の中に生産性向上支援訓練を組み込み、継続的に利用し実践活用している。**

センターによる提案内容

- ・全社員受講で**社内の共通理解を促進**させる。
- ・蓄積したデータを活用し、マーケティングに活用していけるようなカリキュラムを提案。

受講した訓練コース情報

- ・個人情報保護と情報管理
- ・実務に基づくマーケティング入門
- ・ナレッジマネジメント
- ・現場社員のための組織行動力向上
- ・顧客満足向上のためのCS調査とデータ分析
- ・新サービス・商品開発の基本プロセス
- ・相手に伝わるプレゼン資料作成
- ・失敗しない社内システム導入
- ・脅威情報とセキュリティ対策
- ・データサイエンス入門
- ・インターネットマーケティングの活用

受講者数：延べ102人

企業の抱えていた課題

- 課題①「自社のコア顧客から**ターゲットを広げたい**」
- 課題②「蓄積した**データの活用方法が分からない**」
- 課題③「顧客情報の蓄積データを使って、**新しいマーケットを開拓したい**」

訓練後の成果

①主力商品のバージョンアップが実現

- 「顧客満足度向上のためのCS調査とデータ分析力」「新サービス・商品開発の基本プロセス」のコース利用をきっかけに、**商品の個人農業者用のパッケージソフトをさらに使いやすくバージョンアップすることができた。**購入前にHPで無料の体験版を公開し、購入前に使い勝手をご確認いただけるといったことが好評。

②膨大な問い合わせ記録の蓄積データを用いて、**担当者の対応状況を「見える化」**

- **電話の着信が担当者のパソコンに表示され、ダイレクトに話ができるシステムを開発。**着信は一日平均30件、繁忙期には150件あるが、**待たせることなく、担当者が対応できるようになった。**重点的なサポートが必要な顧客を抽出することもできるため、きめ細やかな対応が可能になった。主力商品である個人農業者用のパッケージソフトの問い合わせでも、**お客様の電話番号を識別し、担当者が対応している。**
- 受付業務でもシステムを活用し、**無人で受付できるようになった。**

人材確保

人材開発支援助成金

厚生労働省

人材開発統括官企業内人材開発支援室

人材開発支援助成金

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

令和8年度当初予算案 537億円の内数

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外				
			OFF-JT		OJT	設備投資助成 (※1、2)	
			経費助成	賃金助成	手当支給助成(※2)		実施助成
人材育成 支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規:70%	800(400)円/時・人	-	-	-
	OFF-JTとOJT の組み合わせ 訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用 職業訓練）	45(30)%			最低6か月 20(11)万円/人	-
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期 実習型訓練）	75%			最低2か月 10(9)万円/人	-
		中高年齢者が実践的かつ体系的なスキルを習得のす るための訓練（中高年齢者実習型訓練）	60(45)%			最低2か月 10(9)万円/人	-
教育訓練休暇等 付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当 該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	-	-	-	-
人への投資 促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	-	-	-
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		60(45)%	800(400)円/時・人	-	最低6か月 20(11)万円/人	-
	定額制訓練		60(45)%	-	-	-	-
	自発的職業能力開発訓練		45%	-	-	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所定外 労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	手当支給：75% 新規雇用(※3)： 27、45、67.5万円	-	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	-	-	
事業展開等 リスニング 支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるた めの訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	-	-	50%

※1 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に助成
 ※2 手当支給助成及び設備投資助成の対象は中小企業のみ ※3 休暇取得期間に応じて助成額が異なる

雇用保険適用事業主の申請に基づき、その雇用する労働者が受講した訓練等に応じて上記金額が支給されます。（令和8年4月時点の内容です。）

お問合せ先：厚生労働省 都道府県労働局（雇用関係各種給付金申請等受付窓口）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



事業展開等リスクリング支援コースの活用について

新規事業の立ち上げなどの事業展開の例

- 【**製造業**】 今後の半導体の需要増を見据え、半導体工場の建設を予定しており、工場の設備や生産ラインの安定した運用を図るため、各種自動制御技術、電気保全技術、空圧装置制御技術等を習得する訓練を受講させる。
- 【**飲食業**】 飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座を受講させる。

デジタル・DX化の例

- 【**建設業**】 DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目指し、ドローンの操縦技能やBIMの講習を受講させる。
- 【**福祉・医療**】 電子カルテと各部門に分かれたシステムの統合、オンラインによる診察やAIを活用した問診等、診療領域のDX化を進めるため、従業員にDX訓練を受講させる。

グリーン・カーボンニュートラル化の例

- 【**製造業**】 現在の溶解炉はコークスを熱源としているが、今後、電気炉に変更することによりCO₂の削減を図る。設備やシステムの変更に伴い新たに必要となる知識・技能を習得するためのプログラムを受講させる。
- 【**農業**】 農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO₂削減を実施するためドローンスクールに通わせる。

労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター 6階	011(788)9070
青森労働局	職業対策課	017(721)2003
岩手労働局	職業対策課助成金センター	019(606)3285
宮城労働局	職業対策課助成金センター	022(299)8063
秋田労働局	訓練課	018(883)0006
山形労働局	山形労働局助成金センター	023(666)3614
福島労働局	職業対策課	024(529)5409
茨城労働局	助成金事務センター	029(297)7235
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008
埼玉労働局	職業対策課助成金センター	048(600)6217
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(6894)7072
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181
富山労働局	助成金センター	076(432)9172
石川労働局	職業対策課	076(265)4428
福井労働局	助成金センター	0776(22)2683
山梨労働局	訓練課	055(225)2861
長野労働局	訓練課	026(226)0862
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758
三重労働局	職業対策課	059(226)2111

労働局	担当課	電話番号
滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
京都労働局	助成金センター	075(241)3269
大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
兵庫労働局	職業対策課 (ハローワーク助成金デスク)	078(221)5440
奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
鳥取労働局	訓練課	0857(88)2777
島根労働局	訓練課(人材育成訓練、認定実習併用職業訓練) 助成金相談センター(有期実習型訓練)	0852(20)7028 0852(20)7029
岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
広島労働局	職業対策課	082(502)7832
山口労働局	職業対策課	083(995)0383
徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
香川労働局	助成金センター	087(823)0505
愛媛労働局	職業対策課分室 (助成金センター)	089(987)6370
高知労働局	助成金センター	088(878)5328
福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
熊本労働局	助成金センター	096(312)0086
大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
宮崎労働局	助成金センター (ハローワークプラザ宮崎内)	0985(62)3125
鹿児島労働局	職業対策課各種助成金相談・受付コーナー	099(219)5101
沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606

人材確保

教育訓練給付

厚生労働省
職業安定局雇用保険課

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の40%（上限20万円） 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上） 		
講座数	3,300 講座	1,188 講座	12,352 講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～） 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕
を受講者に支給（※1）



特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕
を受講者に支給（※2）



一般教育訓練給付金

受講費用の20%〔上限10万円〕
を受講者に支給

※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAIエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験
医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（R）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカラー検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）
職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）
キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）
専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）
短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）
短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）
修士・博士
履修証明
科目等履修生

教育訓練休暇給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給するもの。

【令和7年10月1日施行】

対象者・支給要件	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の一般被保険者休暇開始前2年間^{※1}にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上あること休暇開始前に算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)が5年以上あること
給付内容	<ul style="list-style-type: none">教育訓練休暇を開始した日から1年^{※2}の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額^{※3}を支給給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日
支給対象	<ul style="list-style-type: none">労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に^{※4}教育訓練休暇(当該休暇の期間が30日以上であり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの)を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給
対象教育訓練	<ul style="list-style-type: none">大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
その他	<ul style="list-style-type: none">教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日前の被保険者期間は、基本手当の受給資格決定に用いる期間から除く。ただし、特定教育訓練休暇給付金受給資格者^{※5}については、基本手当の受給資格決定に用いる期間から休暇開始前の被保険者期間を除かない。

※1 疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間

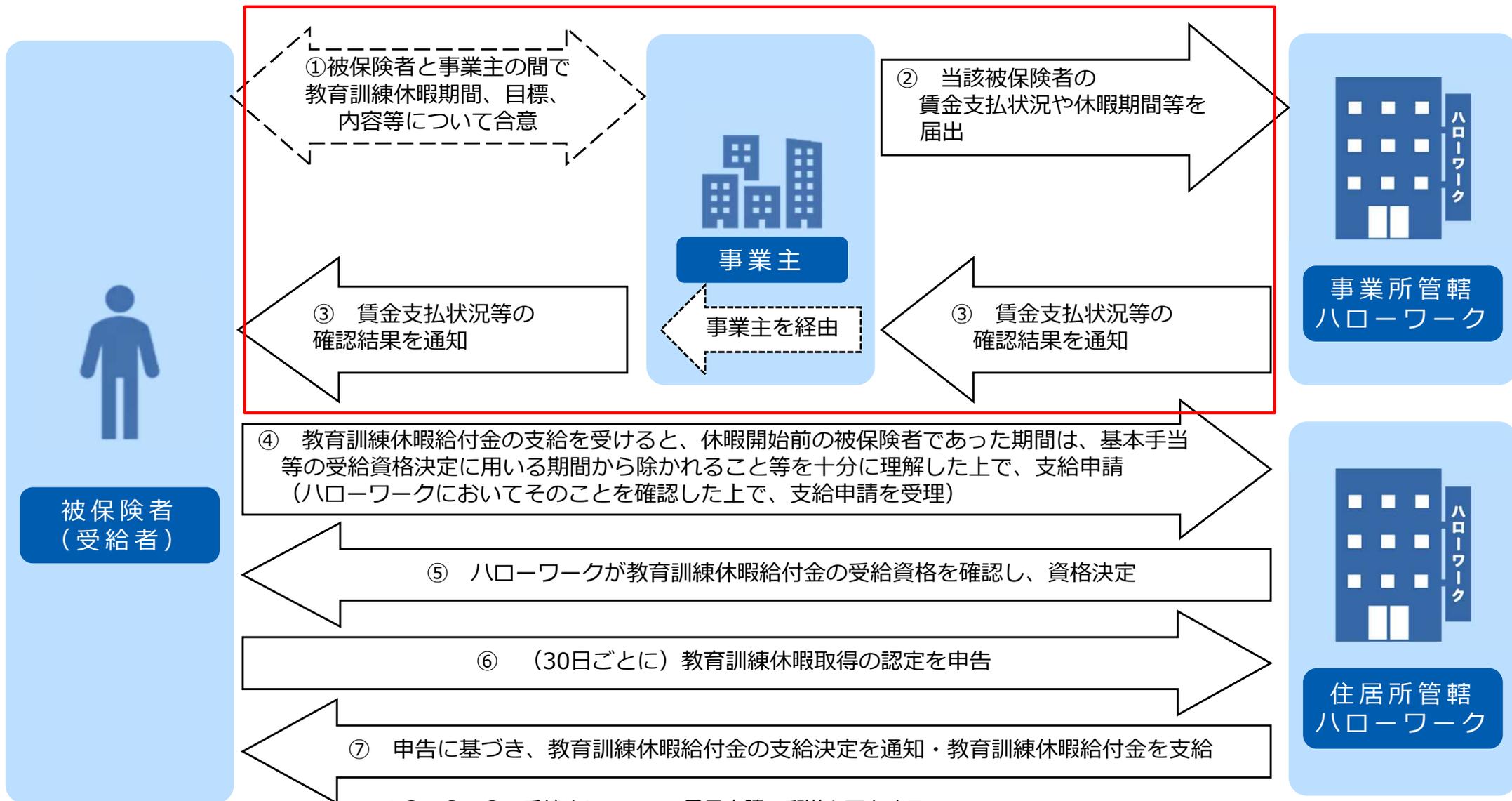
※2 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間

※3 休暇前の賃金・年齢に応じて、2,411～8,870円/日(令和7年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定)

※4 事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。

※5 基本手当の特定受給資格者(暫定措置で特定受給資格者とみなされる特定理由離職者の一部を含む。)と同じ。

教育訓練休暇給付金の手続き



※②、④、⑥の手続きについて、電子申請、郵送も可とする。

⑥の手続きは、ハローワークの定めた教育訓練休暇取得認定日から7日以内に提出すれば可。

(ご参考) 教育訓練休暇給付金パンフレット等



(パンフレット)



(リーフレット)

<労働者編>



<事業主編>



(周知広報動画)

[教育訓練休暇給付金 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_u_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

人材確保

特定技能制度の整備・運用

出入国在留管理庁
大阪出入国在留管理局在留支援部門

特定技能制度について(平成31年4月施行)

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設(平成31年4月から実施)
- 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：375,044人(令和7年11月末現在、速報値)
- 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：6,744人(令和7年11月末現在、速報値)

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、(16分野) 鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業

(赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。)

特定技能1号のポイント

在留期間：3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新
※通算(妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く)で上限5年(相当の理由があると認められる場合は6年)まで

技能水準：試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

日本語能力水準：試験(N4等)で確認(技能実習2号修了者は免除)
※介護、自動車運送業(タクシー・バス)及び鉄道(運輸係員)分野は別途要件あり

家族の帯同：基本的に認めない

支援：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間：3年、2年、1年又は6か月ごとの更新(更新回数に制限なし)

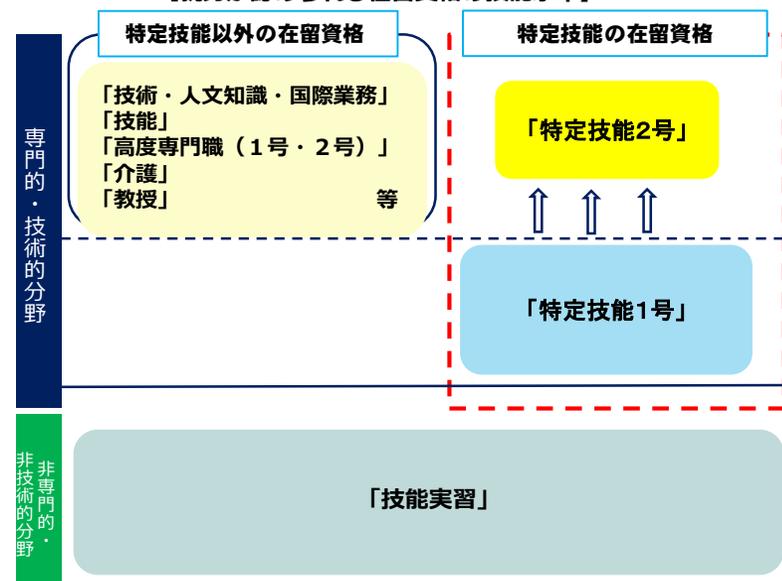
技能水準：試験等で確認

日本語能力水準：試験での確認なし(漁業及び外食業分野(N3)を除く。)

家族の帯同：要件を満たせば可能(配偶者、子)

支援：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



入管HP「特定技能制度概要」



人材確保

留学生就職支援

出入国在留管理庁
大阪出入国在留管理局在留支援部門

「特定活動(告示第46号)」(令和元年5月施行) (本邦大学等卒業者)

本邦において行うことができる活動

本邦大学卒業者が、本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるもの。

要件

■ 学歴

日本の**4年制大学・大学院の修了した者**、日本の専門学校（キャリア形成促進プログラム対象コースに限る）を卒業して高度専門士の称号を獲得した者、短期大学・高等専門学校を卒業し、文科省が定める学習を行い、大学改革支援・学位授与機構が行う審査を行う審査に合格して学士の学位を授与されたもの

■ 日本語能力

日本語能力試験N1 又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上

■ 業務内容

- ✓ 学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれること
- ✓ 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含むこと

■ フルタイム勤務の常勤職員

※派遣社員として派遣先において就労活動を行うことはできません。

■ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

※法律上資格を有する方が行うこととされている業務（いわゆる業務独占資格が必要なもの）及び風俗関係業務に従事することはできません。

入管HP「留学生の就職支援に係る『特定活動』(本邦大学等卒業者)についてのガイドライン」



人材確保

高度人材ポイント制

出入国在留管理庁
大阪出入国在留管理局在留支援部門

在留資格「高度専門職」について(平成27年4月施行)

我が国が積極的に受け入れるべき高度外国人材とは・・・

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

■在留資格「高度専門職」(平成27年4月1日から施行)

- ✓ 我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進するため設けられた
- ✓ 「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つに分類
- ✓ 出入国在留管理上の優遇措置を与える(入国・在留手続の優先処理等)

■対象となる外国人

① 高度人材ポイント制

- 学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数(70点)以上に達した人(ポイント制における評価項目と配点は、法務省令で規定)

② 特別高度人材(J-Skip)(令和5年4月21日から施行)

- 高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格を付与

入管HP「高度人材ポイント制について」



入管HP「特別高度人材制度(J-Skip)について」



人材確保

地域企業経営人材 マッチング促進事業

金融庁

(株)地域経済活性化支援機構 地域企業人材部

地域企業経営人材マッチング促進事業 及び

REVICareer
レビキャリア

のご説明

地域経済活性化支援機構（REVIC）
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan（REVIC）

2026年2月

本日のご説明内容

- 1.レビキヤリの概要、実績
- 2.マッチングの事例
- 3.利用拡大に向けた取組み

本日のご説明内容

1.レビキヤリの概要、実績

2.マッチングの事例

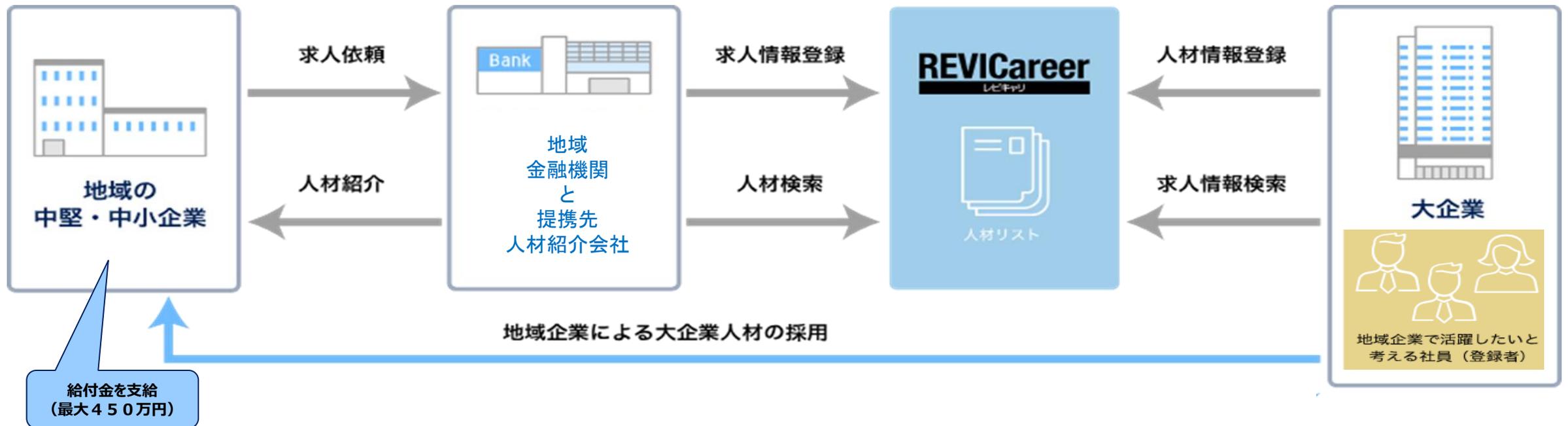
3.利用拡大に向けた取組み

レビキャリア (REVICareer) とは？

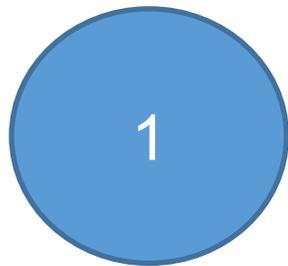
—「大企業から地域企業の経営人材へ」—

<ポイント>

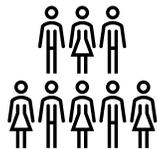
- 信頼ある地域金融機関からの人材紹介
- 大企業出身の経営人材に特化した人材データベース
- 経営人材を採用した地域企業には給付金を支給(最大450万円)



地域の中堅・中小企業のメリット



大企業人材のみが
登録されているデータベース



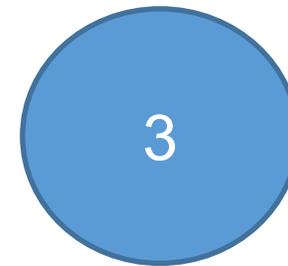
REVICareerには、地域企業での活躍を志す大企業人材が登録されています。さらに、本人確認及び大企業経歴の審査を通過した人材のみが登録されており、登録情報の信頼性が高い人材データベースです。



最大450万円の
給付金



取引先の中堅・中小企業が、転籍、兼業・副業、在籍出向などにより、REVICareerを通じて、大企業人材を採用した場合には、最大450万円の給付金を受給できる制度です。
※給付要件を満たすことが必要です。
※2025年度時点の情報です。



人材マッチングの担い手は
主に地域金融機関



地域のことをよく知り、地域企業の経営課題を一番近い位置で共有している身近な存在として、金融機関ならではの正確な企業情報の把握や、きめ細かいサポート等も期待できるため、人材エージェントとして高い信頼性が期待できます。

累計マッチング成約件数



333件

- 2025年度成約件数150件達成

累計登録者数



6,000人超

- SNSやサイネージ施策を実施し、毎月約300件の登録申込
- 更なる増加施策、個人向けオンラインセミナーを開催

登録地域金融機関数



225機関

- 登録金融機関数200機関達成
- 全地域銀行97行、100を超える信金が登録
- 信金の登録ペースが伸びており、年度内230機関が目標

登録求人票総数



5,600件超

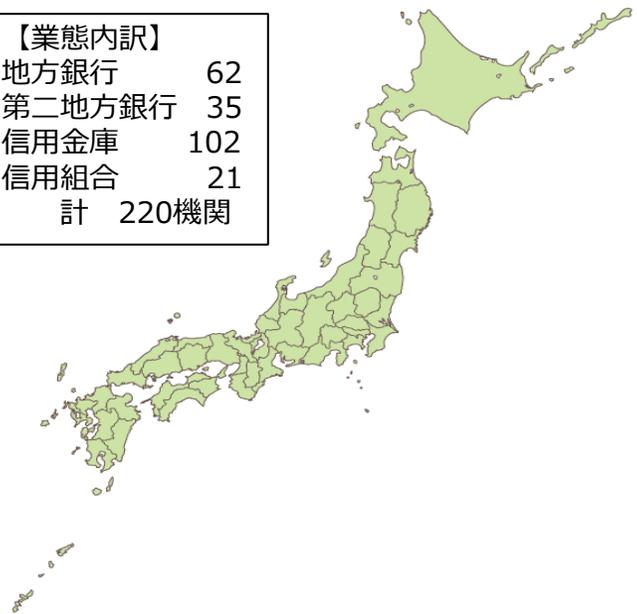
- 地域金融機関による求人票掲載が活発的に

REVICareer(レビキャリア)登録金融機関 (2026年1月5日時点)

広島	呉信用金庫 しまなみ信用金庫 広島県信用組合 広島市信用組合 広島みどり信用金庫	愛知	あいち銀行 名古屋銀行 豊川信用金庫 碧海信用金庫 西尾信用金庫 瀬戸信用金庫 豊田信用金庫 愛知県中央信用組合 岡崎信用金庫 いちい信用金庫
山口	山口銀行※ 西京銀行		
四国			
徳島	阿波銀行 徳島大正銀行 徳島信用金庫		
香川	百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫		
愛媛	伊予銀行 愛媛銀行 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫		
高知	四国銀行 高知銀行 幡多信用金庫		
九州・沖縄			
福岡	福岡銀行※ 西日本シティ銀行※ 北九州銀行※ 福岡中央銀行 福岡ひびき信用金庫 筑邦銀行		
佐賀	佐賀銀行 佐賀共栄銀行		
長崎	十八親和銀行※ 長崎銀行※ 西海みずき信用組合		
熊本	肥後銀行※ 熊本銀行※ 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫		
大分	大分銀行 豊和銀行		
宮崎	宮崎銀行※ 宮崎太陽銀行 延岡信用金庫		
鹿児島	鹿児島銀行※ 南日本銀行 鹿児島信用金庫		
沖縄	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行		

全地銀97行、100超の信用金庫
及び信組含め220機関超の全国
ネットワーク

【業態内訳】
 地方銀行 62
 第二地方銀行 35
 信用金庫 102
 信用組合 21
 計 220機関



清水銀行 静岡中央銀行 静岡信用金庫 浜松磐田信用金庫 三島信用金庫 しずおか焼津信用金庫※ 沼津信用金庫 島田掛川信用金庫※ 富士信用金庫 富士宮信用金庫 三十三銀行 百五銀行※ 桑名三重信用金庫	富山 石川 福井	高岡信用金庫 富山信用金庫※ 北國銀行※ 福井銀行※ 福邦銀行※	長野	諏訪信用金庫 飯田信用金庫 長野信用金庫 第四北越銀行※ 大光銀行 三条信用金庫 新潟信用金庫 上越信用金庫 新潟県信用組合	新潟	東海 大垣共立銀行※ 十六銀行※ 岐阜信用金庫 東濃信用金庫 大垣西濃信用金庫	岐阜	静岡銀行 スルガ銀行※	富山	北陸銀行 富山銀行 富山第一銀行
---	----------------	--	----	--	----	--	----	----------------	----	------------------------

千葉	房総信用組合 武蔵野銀行 飯能信用金庫 埼玉りそな銀行 埼玉信用金庫 青木信用金庫	北海道	北海道銀行 北洋銀行※ 旭川信用金庫 帯広信用金庫 空知信用金庫
埼玉	きらぼし銀行※ 東日本銀行 西武信用金庫※ 多摩信用金庫 足立成和信用金庫 第一勧業信用組合 東京信用金庫 青和信用組合 七島信用組合 東京東信用金庫 城南信用金庫※ 東京スター銀行 朝日信用金庫 巢鴨信用金庫 大東京信用組合 東信用組合 さわやか信用金庫 亀有信用金庫 共立信用組合 東京厚生信用組合 昭和信用金庫 城北信用金庫 中ノ郷信用組合	青森	青森みちのく銀行※
東京	横浜銀行 神奈川銀行 かながわ信用金庫※ 川崎信用金庫 横浜信用金庫 平塚信用金庫 中栄信用金庫 湘南信用金庫 さがみ信用金庫 中南信用金庫	岩手	岩手銀行※ 東北銀行 北日本銀行 七十七銀行※ 仙台銀行※ 石巻商工信用組合 宮城第一信用金庫
神奈川	横浜銀行 神奈川銀行 かながわ信用金庫※ 川崎信用金庫 横浜信用金庫 平塚信用金庫 中栄信用金庫 湘南信用金庫 さがみ信用金庫 中南信用金庫	宮城	北都銀行 秋田銀行 荘内銀行 山形銀行※ きらやか銀行
茨城	群馬銀行※ 東和銀行 高崎信用金庫 しのめ信用金庫 桐生信用金庫 アイオー信用金庫	秋田	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 相双五城信用組合 あぶくま信用金庫 会津商工信用組合
新潟	群馬銀行※ 東和銀行 高崎信用金庫 しのめ信用金庫 桐生信用金庫 アイオー信用金庫	山形	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 相双五城信用組合 あぶくま信用金庫 会津商工信用組合
長野	足利銀行 栃木銀行 足利小山信用金庫 鹿沼相互信用金庫	福島	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 相双五城信用組合 あぶくま信用金庫 会津商工信用組合
山梨	常陽銀行 筑波銀行 結城信用金庫 千葉銀行※ 千葉興業銀行 京葉銀行 千葉信用金庫 銚子信用金庫 佐原信用金庫 東京ベイ信用金庫 館山信用金庫 君津信用組合	群馬	群馬銀行※ 東和銀行 高崎信用金庫 しのめ信用金庫 桐生信用金庫 アイオー信用金庫
山梨	山梨中央銀行 山梨信用金庫 甲府信用金庫	栃木	足利銀行 栃木銀行 足利小山信用金庫 鹿沼相互信用金庫
長野	八十二長野銀行※ 長野県信用組合 アルプス中央信用金庫 松本信用金庫	茨城	常陽銀行 筑波銀行 結城信用金庫 千葉銀行※ 千葉興業銀行 京葉銀行 千葉信用金庫 銚子信用金庫 佐原信用金庫 東京ベイ信用金庫 館山信用金庫 君津信用組合

※は金融機関の子会社等による登録

(注) 業務提携する有料職業紹介事業者と連携した登録を含む。

本日のご説明内容

1.レビキヤリの概要、実績

2.マッチングの事例

3.利用拡大に向けた取組み

地域企業が求める経営人材像（レビキャリ転職の成約事例を類型化）

1, 経営マネジメント			
① 経営者 (社長・役員)	② 社長の右腕 (参謀役・経営幹部)	③ ビジネスモデル構築 (地域産業や スタートアップ等)	④ 管理部門マネジメント (財務経理・人事・総務等)
2, 営業マネジメント	3, 国際業務 マネジメント	4, 技術マネジメント	5, IT・システム マネジメント
		①技術統括	
		②研究・技術開発	
		③工場マネジメント	
		④品質保証・品質管理	

REVICareerにおける成約事例

＜転職した方：経営人材M様＞



住所・年齢	東京都在住、60代
経験業種	総合商社
経験職種	電力関連の営業



企業	製紙会社(勤務先は大阪、出向元は岡山)
ポジション	営業部長(HDで採用、現在子会社へ出向)
仲介金融機関	伊予銀行

○前職でのご経験

- 大手総合商社で電力関連の営業を務められた。国内向けの電力販売や発電所の運営を統括したり、子会社である発電会社の代表の経験もあり。

○転職経緯

- 65歳の定年退職後も働きたいという強い思いがあり、転職を視野に入れていた矢先に自社のセカンドキャリア支援プログラムの一環でREVICareerの社員向け説明会を聞き、REVICareerに登録。
- REVICareerでA社の求人を見つけ、自ら求人紹介依頼をし、伊予銀行と面談。A社との面接を経て、無事転職に至った。(ご経歴が素晴らしかったため、廃棄物の収集運搬、中間処理のサービスのホールディングス会社で採用し、A社に出向)

○REVICareerを活用した感想

- 最大の魅力は、地域に根付いた金融機関が企業を紹介してくれるところ。これまで地域で築き上げてきたネットワークがあるからこそ、一般には公開されていない求人情報にアクセスできる。

＜採用企業：A社様＞

A社の経営課題・人材ニーズ

- コロナ禍で減少した売上回復のため営業のテコ入れをしたくてもマンパワーが足りず、さらには高齢化する主力社員の後任を探さなければならないという喫緊の課題を抱えていました。

REVICareerを利用した感想

- 金融機関にスクリーニングをお任せでき、入社まで手厚くフォローいただいた点がよかった。
- 給付金制度は、当社のような中小企業にとっては人材戦略の大きなサポートになります。



REVICareerにおける成約事例

<転職した方:経営人材H様>



住所・年齢	東京都在住、50歳代
経験業種	自動車部品メーカー
経験職種	監査役(元執行役員)



企業	北海道のバス会社
ポジション	経営企画室長(財務担当)
仲介金融機関	帯広信用金庫

○前職でのご経験・転職理由

- 日本を代表する自動車部品メーカーで執行役員を務められ、現在は監査役のような立場でいくつかの部門を見ており、欧州等の海外経験や、国内外での経営者としてのご経験も豊富な方。
- 奥様の出身である北海道への移住を、定年を機会に検討。

○マッチングのポイント

- 求職者は、経営者の理念に共感できること、組織に貢献できるかを重視して転職活動を行っていた。
- きっと大変な業界なのだろうと感じていたが、大変なほうが、やりがいもあり、地域の方の生活になくはない公共交通という事業に共感したこともあり、T社に転職を決意。

T社の経営課題・人材ニーズ

- 財務統括責任者の後任として主に財務資料の検証、資金繰りの把握などのマネジメントができる方。
- 新規事業の推進や既存事業に対する財務内容などの数値根拠に基づいた経営陣への具申ができる方。

<採用企業:T社様>



仲介役、帯広信用金庫のコメント

- 重視したのは、求人企業の経営課題をしっかりと捉えること。単に「人材を紹介する」という視点ではなく、その人材を採用することで具体的にどのような経営課題を解決できるのかを明確にすることに重点を置いた。

<帯広信金K様と転職したH様>



REVICareerにおける成約事例

<転職した方:経営人材N様>



住所・年齢	東京都在住、60歳代
経験業種	大手航空会社
経験職種	経営企画・子会社執行役員



企業	長野県の看板製作会社
ポジション	代表取締役社長(入社時:執行役員)
仲介金融機関	八十二銀行(八十二スタッフサービス)

○前職でのご経験・転職理由

- 大手航空会社で人事・労務や経営企画に携わり、事業モデルの再構築や事業マーケティング戦略立案を担当。また、複数の関連会社社長、取締役を歴任し経営のかじ取りを経験。
- 第二の人生は自然豊かな地方でと考え、再雇用の道を選ばずに長野県に移住。

○マッチングのポイント

- A社が人材不足や事業モデルの変革、新工場への移転といった困難な経営課題を抱えており、N様は、「自分の出番がある。これまでの経験が必ず役に立つ！」と挑戦心がかき立てられ、A社への転職を決意。
- 執行役員で採用され、半期利益6倍を実現し、2025年8月からは代表取締役社長に就任。

<採用企業:A社様>

A社の経営課題・人材ニーズ

- M&A後の看板製作会社に常駐し、経営の舵取りができる人材(代表取締役候補)の採用が急務。職人気質の社員をまとめ、親会社の代表にも意見できる経営のプロフェッショナルを希望。



<八十二スタッフサービスH様と転職したN様>

八十二スタッフサービス様のコメント

- 地方での仕事を求める経営人材を能動的に掘り起こすこと、さらには、八十二スタッフサービスと八十二銀行が密に情報を共有し合うことの重要性をあらためて実感するきっかけにもなりました。



本日のご説明内容

1.レビキヤリの概要、実績

2.マッチングの事例

3.利用拡大に向けた取組み

横浜商工会議所主催の人材確保支援セミナー（REVIC後援）

- 7月17日(木)に横浜商工会議所主催の人材確保セミナーに登壇し、事業者に向けてREVICareerを説明。
- 当日の様子はニッキンオンラインにも掲載。

【横浜商議所、人材確保セミナー開く REVICや地域金融が協力 | ニッキンONLINE】

URL→<https://www.nikkinonline.com/article/298152>

横浜商工会議所 中小企業経営支援委員会主催

人材確保支援セミナー

令和7年
日時 7月17日(木) 13:30～16:00
会場 横浜シンポジア議場
(横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル9階)
費用 無料 定員 会場定員250名 ※定員に達し次第締切 ※後日配信あり

お申込みはこちら
二次元コード

第1部 13:30～14:40 常用雇用
第2部 14:50～16:00 副業・兼業～有期雇用

【講師】神奈川県プロ人材活用センター(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)
【講師】神奈川県プロ人材活用センター(公財)横浜市シルバー人材センター

セミナー内容(1部2部共通) 問合せ先

- 国内・県内の人手不足の状況
- 各公的機関の概要・利用方法説明
- 成功事例紹介
- 給付金・補助金紹介(一部)

横浜商工会議所 中小企業相談部
TEL045-671-7451
FAX045-671-7496

【主催】横浜商工会議所
【共催】神奈川県、横浜市
【後援】(株)地域経済活性化支援機構、公財)神奈川県産業振興センター、横浜銀行、横浜信用金庫、財務省関東財務局横浜財務事務所、経済産業省関東経済産業局ほか

人手不足対策セミナー受講申込書 (FAX用) 045-671-7496

御社名・参加予定 (1部/2部)	()	参加予定 1部 / 2部 / 両方
氏名(役職)・連絡先	()	TEL
氏名(役職)・連絡先	()	TEL
受講方法	会場 / 後日配信 (E-mail: _____)	

※メールアドレスは、原則1社あたり1つまでさせていただきます。
※前回の1週間前を目安に印刷・郵送をお送りいたします。

【主催】横浜商工会議所 中小企業経営支援委員会 【共催】神奈川県 / 横浜市
【後援】(株)地域経済活性化支援機構 / (公財)横浜市シルバー人材センター / (公財)神奈川県産業振興センター / (公財)横浜企業経営支援財団 / 横浜信用保証協会 / (株)横浜銀行 / 横浜信用金庫 / 経済産業省 関東経済産業局 / 財務省関東財務局 横浜財務事務所

開催日時・ 2025年7月17日(木) 13:30～16:00
会場 @横浜商工会議所内 議場

セミナー名 横浜商工会議所中小企業経営支援委員会
「人手不足対策セミナー」

受講対象者等 横浜商工会議所会員、
会員でない企業も参加可 参加費無料

講師(登壇企業・団体) 神奈川県プロ人材活用センター、
(株)地域経済活性化支援機構、
公財)横浜市シルバー人材センター

主催・共催・後援

【主催】横浜商工会議所
【共催】神奈川県、横浜市
【後援】(株)地域経済活性化支援機構、
公財)神奈川県産業振興センター、
横浜銀行、横浜信用金庫、
財務省関東財務局横浜財務事務所、
経済産業省関東経済産業局ほか



周知・広報の取組みについて（ガイドブック等）



- REVICareerの周知・広報施策の一環で「REVICareer転職のすすめ」(ガイドブック)を作成。
- 大企業人材の登録拡大を目的として、REVICareerにおける最新の成約事例を中心に、地域金融機関による人材紹介のメリット、REVICareer転職のメリット等を解説。
- ご関心のある方は、「お問い合わせ」からお申込みください。
<https://revicareer.jp/guidebook/>



- 地域金融機関の皆様のご協力を得て「REVICareer 経営人材マッチング事例集」を作成。
- ご関心のある方は、特設サイトをご覧ください。
https://www.revicareer.jp/case_study/

REVICareer特設サイトコンテンツのご紹介 URL : <https://www.revicareer.jp/>



- REVICareerの成約事例について、採用企業、転職した者、仲介役の地域金融機関のインタビューを掲載中
- 池田泉州銀行、山形銀行（TRYパートナーズ）、伊予銀行帯広信用金庫、あいち銀行の成約事例を掲載。



- マッチング成約件数が増加したことを受け、地域金融機関19社にご執筆いただき作成した「地域金融が創る新しい人材の流れと地域の未来～REVICareer経営人材マッチング事例集 vol.2」を2025年5月に発刊。特設サイトよりPDFを閲覧可能。



- REVICareerの特長がよくわかるコンセプトムービー、REVICareerの仕組みよくわかる説明動画、BS12「サクセッション賢者の選択」でTV放映されたムービー、クーリエ・ジャポン、プレジデント、HRプロにおけるタイアップ記事を掲載中。



point

01

最大450万円の給付金

REVICareer登録人材を採用すると給付金が受けられます！

point

02

登録者は大企業の勤務経験者

事業承継、事業再構築などの経営課題に、**大企業で経験を積んだ経営人材**の知見・経験を活用できます！

point

03

まずはメインバンクに相談ください

貴社の経営課題を良く知る**メインバンク(地域金融機関)**が人材採用をサポート！

(注)本資料は2026年1月末時点の情報をまとめたものです。
詳細や最新の情報はレビキャリア特設サイトをご確認ください。URL:<https://www.revicareer.jp/>

特設サイトはこちらから 



人材確保

テレワーク普及展開推進事業

総務省
近畿総合通信局
情報通信部情報通信連携推進課



テレワーク普及展開推進事業

令和8年2月12日

近畿総合通信局
情報通信振興課

- テレワークの普及・定着を進める**集中取組期間**として毎年11月を「**テレワーク月間**」と定め、総務省旗振りの下、関係省庁(※)や産業界、学会と連携し、セミナー・イベント等による周知啓発を実施。

※ 内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省



令和7年度テレワーク月間実施概要

【周知活動】

- **テレワーク月間ホームページからの情報発信**
各種イベントやお役立ち情報の発信、テレワーク実施団体・実施者の掲示
- **テレワーク実施団体・個人の登録受付**
月間期間中にテレワークに積極的に取り組む団体・個人を募集、HPに掲示
- **閣僚懇での総務大臣からの協力依頼、関係府省による共同文書の発出**
経済団体、都道府県等に「テレワーク月間」の協力依頼を発出
- **周知ポスターの掲示**
約1,700箇所の政府機関、地方公共団体、経済団体、鉄道会社等に配布



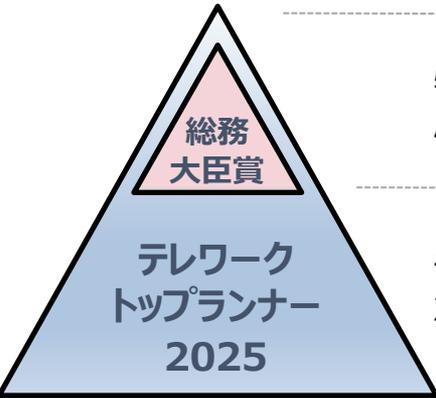
【各種イベント実施】※総務省主催の取組

- **テレワーク月間 普及啓発イベント**
本省及び総合通信局等主催の普及啓発イベントを開催
テレワークの導入・活用に関するトピックや地域企業の好取組事例紹介等
- **「働く、を変える」テレワークイベント (先進事例 表彰イベント)**
- 日時：令和7年11月19日(水)
主催：内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
内容：地方創生担当大臣賞、総務大臣賞、厚生労働大臣賞の表彰



令和7年度表彰イベント

- 様々な業種や地域産業へのテレワークの導入を促進する観点から、優れた取組を行っている企業・団体を「**テレワークトップランナー2025**」として選定・公表。
- その中で、特に優れた取組を行っている企業・団体には**総務大臣賞**を授与。表彰式は、厚生労働大臣賞（輝くテレワーク賞）、地方創生担当大臣賞（地方創生テレワークアワード）と合同で開催。



特に優れた取組を行っており、
広く一般に向けて発信すべきもの

テレワークの導入・活用を進めており
加えて優れた取組を行っているもの

外部有識者による審査会を開催し、その結果を踏まえ、13団体を「テレワークトップランナー2025」に選定し、特に他団体等が模範とすべき優れた取組を行っている以下5団体を「テレワークトップランナー2025 総務大臣賞」に決定。

- (株)大林組 北陸支店 能登半島災害復旧工事事務所
- 小柳建設(株)
- テレワーク社会課題解決検討タスクフォース
- 富士水質管理(株)
- (株)GRA

<審査項目>

1. テレワークの十分な活用実績
テレワーク対象従業員の割合、テレワーク実施者の割合、テレワークの実施頻度
2. 以下に該当する優れた取組（複数選択も可）
 - ①テレワークの活用による経営効果の発揮
 - ②テレワークが馴染まないと思われる業態の企業・団体における活用・業務改革
 - ③テレワークによる遠隔地勤務や副業・兼業での雇用を通じた地域の活性化
 - ④その他の好事例



テレワークトップランナーロゴ



メディア取材記事

(五十音順)

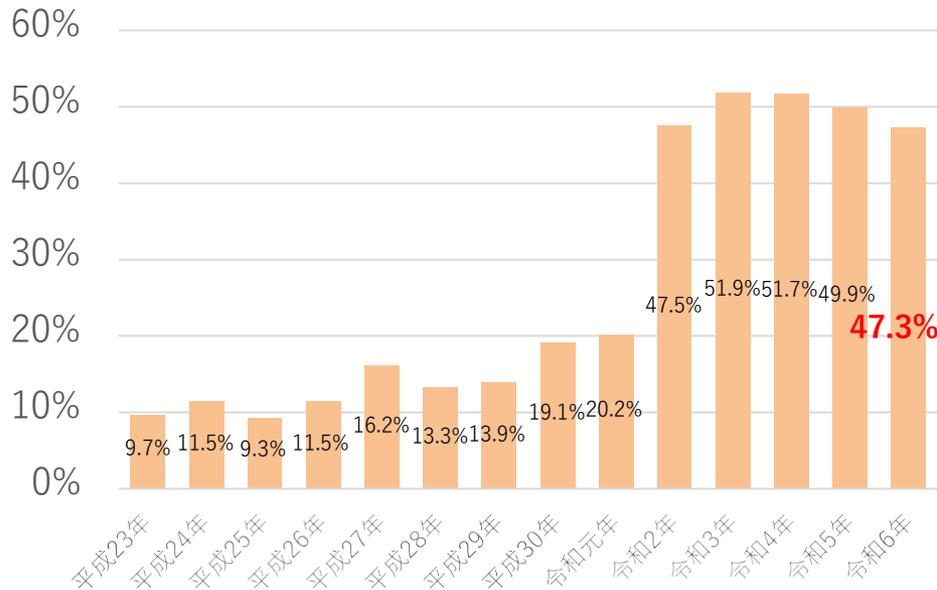
企業名	業種、所在地、 総従業員数 (※応募時)	取組の特徴
株式会社 大林組 北陸支店 能登半島 災害復旧工事事務所	建設業 石川県、13人	<ul style="list-style-type: none"> ● 建機を改造することなく、既存の建機メーカーや多機種に後付け可能な建機遠隔装置を開発。モニターや光回線の増設により災害現場における通信・安全確保を維持しつつ復旧作業を実現 ● 災害対応で培った技術はウクライナ戦火でのがれき撤去にも活用を検討中
小柳建設 株式会社	建設業 新潟県、224人	<ul style="list-style-type: none"> ● MR技術を活用したアプリケーション（ホロストラクション）を開発し、遠隔地からの工事完成検査や施主との打ち合わせに対応。地域でのセミナー等による同技術の紹介を通じ、地域DXの推進にも寄与 ● 社員同志で建設物のホログラムや工程表のリモート共有により、手戻りや移動時間の削減を実現
テレワーク 社会課題解決 検討タスクフォース	分類なし 東京都他、592人	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数自治体が連携し、自治体のスポット業務やノンコア業務を住民ワーカーへ委託することを通じ、地域住民が主役となる持続可能な就労モデルを構築するとともに、他自治体の支援も実施 ● 立科町で14名、糸魚川市で4名のテレワーカーが参加し、地域住民による観光LLMの構築に着手
富士水質管理 株式会社	電気・ガス・熱 供給・水道業東 京都、76人	<ul style="list-style-type: none"> ● アナログ管理が当たり前の給排水設備・浄化槽の法定検査管理をデジタル化・リモート化し業務生産性の向上及び数百万円のコスト削減を実現 ● 年間求人応募数が1名程度から100名以上に増加、建設業の平均割合を上回る女性技術者の採用
株式会社 GRA	農業・林業 宮城県、103人	<ul style="list-style-type: none"> ● リモートワークの実現により、生産予測プログラムの導入やクラウドによる共同管理や、広報や営業に係る副業・兼業人材の雇用を実現。それにより属人的な生産からチームでの生産へと移行 ● いちごハウスの年間管理工数を約20%削減。宮城県の平均収量の1.5倍以上上回る安定した収穫量を達成

(五十音順)

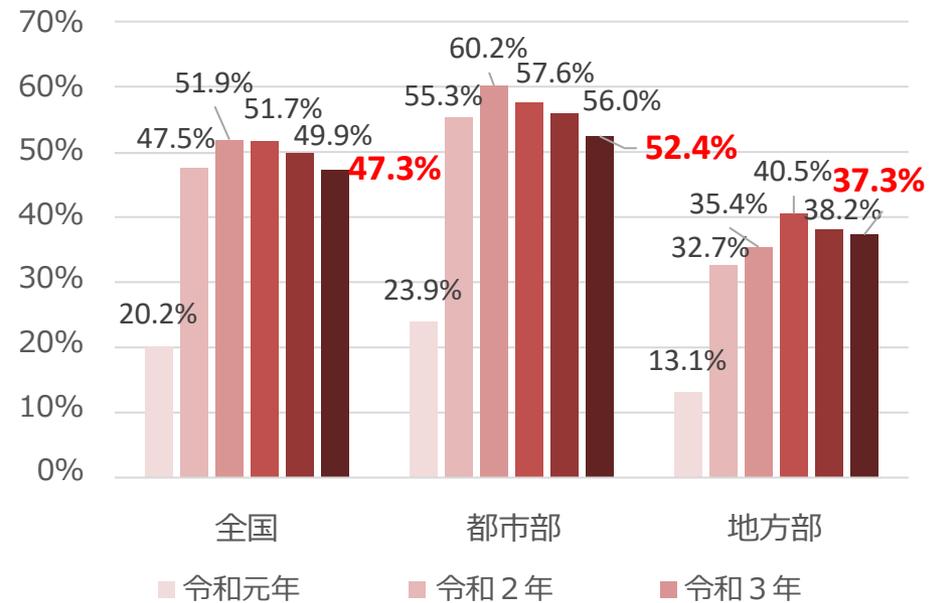
団体名	所在地	総務大臣賞
アウンコンサルティング株式会社	東京都	
株式会社エグゼクティブ	東京都	
株式会社大林組 北陸支店 能登半島災害復旧工事事務所	石川県	○
小柳建設株式会社	新潟県	○
キャップクラウド株式会社	東京都	
株式会社ジェニオ	兵庫県	
有限会社ジェム	香川県	
テレワーク社会課題解決検討タスクフォース	東京都他	○
富士水質管理株式会社	東京都	○
株式会社aubeBiz	東京都	
BPOテクノロジー株式会社	東京都	
株式会社GRA	宮城県	○
株式会社RevComm	東京都	

コロナ禍を経て、企業のテレワーク導入率は47.3%まで普及が進んだ一方、地域、企業規模別、業種別では、テレワークの実施状況には格差が生じており、入社回帰への動きも見られる。

テレワーク導入率（全国）



テレワーク導入率（地域別）



(出典) 総務省「通信利用動向調査」

※調査対象：常用雇用者規模100人以上の企業<導入していると回答>

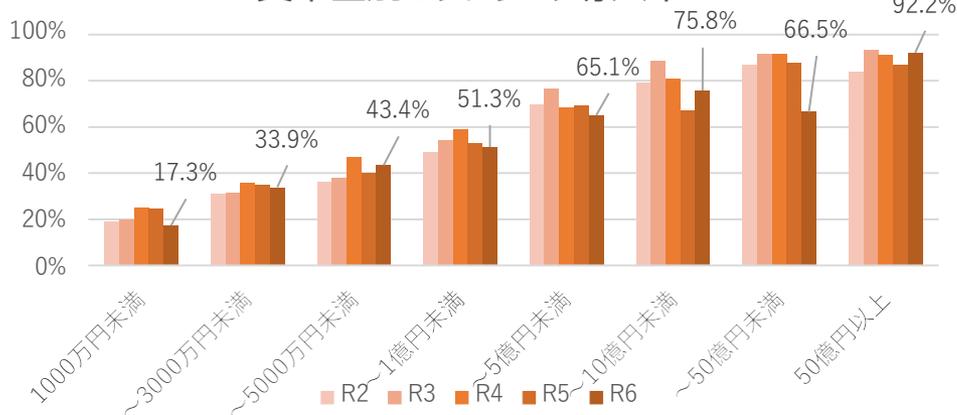
※「都市部」：南関東、近畿、東海地域、「地方部」：南関東、近畿、東海以外の地域

企業規模が大きくなるほど、テレワークを導入している企業の割合は高い傾向にある。

従業員数別のテレワーク導入率

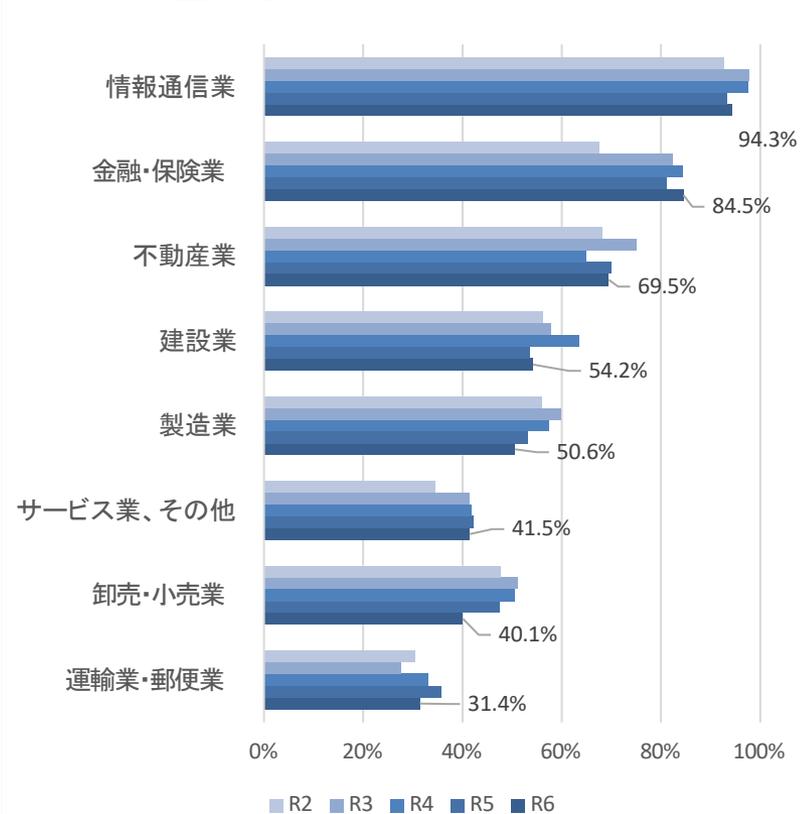


資本金別のテレワーク導入率



運輸業・郵便業、卸売・小売業、サービス業では、テレワークを導入する企業は全体の半数以下である。

産業分類別のテレワーク導入率



出典：通信利用動向調査
調査対象：常用雇用者規模100人以上の企業

• テレワーク導入率が低い業種（運輸業、卸・小売業・サービス業、製造業、建設業）に向けた「働き方DX 実践Tips集」を作成。
 • 総務省HP（テレワークの推進ページ、テレワーク月間ページ）への掲載、日本商工会議所や各業界団体等への配布、地域窓口やセミナー等での周知を予定。

例：建設業編



建設業界で働き方DXがなぜ重要？

働き方DXを推進する意義

今後、益々業界の担い手が不足する中、建設業界が「選ばれる産業」となるために、「新4K（給与が良い・休暇がとれる・希望がもてる・カッコいい）」の早期実現が重要。特に、「DXを活用したスマートな働き方」は、建設業界が若い世代から「カッコいい」と思われるために不可欠です。今こそ業界全体で危機をチャンスに変え、各企業の経営トップのリーダーシップのもと、夢と希望あふれる未来をつくりましょう。

一般社団法人 日本建設業連合会
常務執行役員 伊藤 雅之 氏

働き方DXを実践するためには、以下のような視点が重要です

働き方DXに関する
企業文化の醸成
(思い込みの解消)

経営トップの
強いリーダーシップ

働き方DXが可能な
職場環境整備

「テレワーク導入で内外関係性が広がる」「生産性が上がる」といった思い込みを乗り越え、多様な働き方への理解を深めることが重要です。

働き方DXの推進には、経営トップがその重要性を理解し、業員のCTDプログラム向上、統一明確な方針を全員に発信し、賛同改革を促すことが重要です。

働き方DXが可能とするための環境整備も必要です。

建設業界団体からのコメント

働き方DX実践のポイント

1-2. 働き方DX実践の経営判断・企業文化醸成のポイント

働き方DX実践のポイント① 経営判断・企業文化の醸成

まず、何から手をつければよいですか？

働き方DX推進のためのICT/IT活用は、目的ではなく、働き方を改善し業務効率化したり、人手不足等の経営課題を解決するための手段です。まず、経営トップが何のためにCTDを導入するのかという導入目的やメリットを従業員に対し明確に伝えることで、社内の理解を深めることが大切です。特に建設業界では現場への働き方が多いため、丁寧な説明と合意形成がポイントとなります。

現場作業が中心で、リモートワークに向かない業務が多い場合は、どうすればよいですか？

建設業界では現場作業が中心のためリモートワークは難しいと思われがちですが、設計、図面作成、概算、発注管理、顧客対応等、業務によっては実現可能な場合があります。現場での作業が必要な業務と、リモートで対応可能な業務を切り分けることで、リモートワークの選択肢が広がります。

コミュニケーションでリモートワークを活用

チャット機能で指示
図面や写真を共有

建設業界における働き方DX実践例

- ① 直接現場に向かえずに現場時間を確保
- ② 移動時間短縮による業務効率化、残業時間削減

建設業における実践ポイント

働き方DX実践事例

2-1. 事例1 小柳建設株式会社

小柳建設株式会社
代表取締役社長 小柳 卓 氏
約200名（2023年10月現在）
建設業（土木・建築・設計・管理等）
不動産事業（販売・交換・賃貸・中古・管理等）
住宅建設・販売・土地取得・販売 他
<https://www.yanagi.com/>

働き方DX実践の目的・きっかけ

取組内容

- 社員の働き方を意識し思いのほか、会社の状況を見える化し、DX推進による業務効率化やテレワークを導入
- 働き方の理念として、従業員には事業領域でできる体制構築のため、基幹システムは全業務をフルクラウド化
- 建設業界の約9割は中小企業。働き方を魅力的にしたい。働き手を魅力的にしたい。働き手を魅力的にしたい。働き手を魅力的にしたい。
- 基幹システムをフルクラウド化し、顧客サービスや業務効率を全面的にWeb化・モバイル化
- 現場情報基幹システムや現場リアルタイムクラウドを導入し、MR技術による建設DX（AI/AR/VR/ドローン）とMicrosoft社と共同開発する。いつまでかでも仕事ができる場所

働き方DX実践のポイント

01 目的・価値・文化の醸成

経営理念・行動指針など判断基準を明確化し、「利益を出し貢献できる」と考えを社員に共有。残業は当たり前（価値観を変え、昇給や賞与等人事改革を断行し、各社員が何を目標すべきかが分かった）

02 会社文化の見える化

独立採算可能な社内小集団組織による「アホ（経営）を家庭、管理会計を導入し、売上等のほか、社全体・チーム・個人単位のKPI目標設定の共有を推進。遠隔に向けて教育研修や人事研修等を丁寧を実施した。

03 基幹システムや社内アプリケーションのフルクラウド化

現行システムへのクラウド移行でなく「顧客対応が可能とならばクラウド化」による業務設計。社内ポータルシステムへのアクセス可能となり、情報セキュリティ、利便性・透明性が向上した。

取組成果

- 情報見える化やKPI管理・価値観醸成により、営業利益が右肩上がりです
- 働き方改革を進めた結果、残業時間が月平均1時間台など大幅に減少、離職率も4%まで低下
- リモート環境整備により、業務効率化は従業員満足度向上を実現

働き方DXを進める際、DX自体を目的とせず「自社の課題解決の手段」と捉えることが重要です。常に「思い込み」と、働き方の文化や特別ルールを取り、事業領域を難しくします。建設業界でDXができない理由はほとんどありません。それは経営者自身が変革の意思を持って社員の働き方を尊重し変革が不可欠です。現場で働き方DXを実現する企業でDXを実現する次の時代と共に勝ち残る企業づくりによって、建設業界が輝きを取り戻せることを信じています。

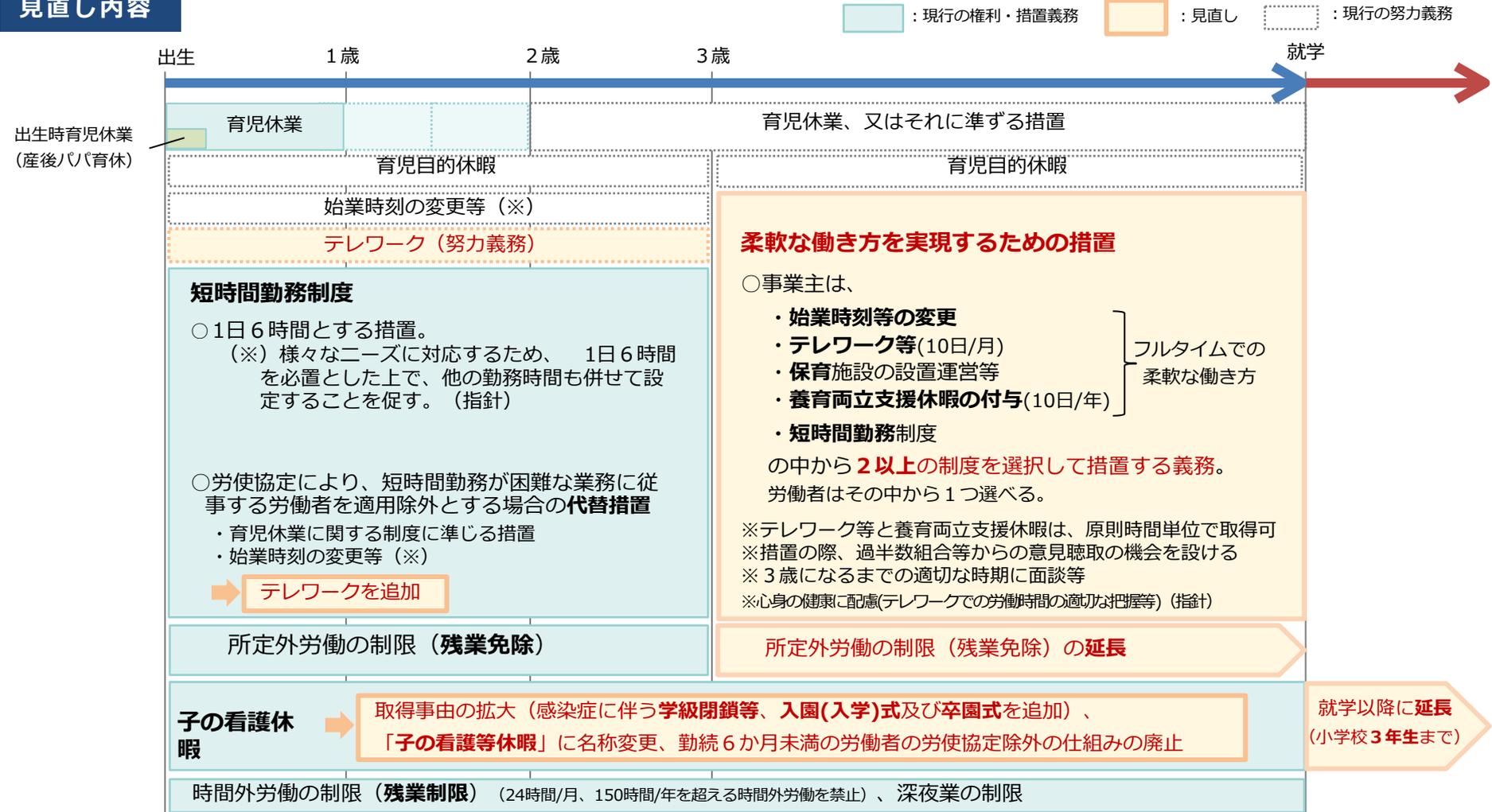
代表取締役社長 小柳 卓 氏

導入事例紹介（事業者取材）

改正の趣旨

■ 子の年齢に応じてフルタイムで残業をしない働き方やフルタイムで柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていくこと（女性・正社員）などから、男女とも希望に応じて仕事・キャリア形成と育児を両立できるようにしていく必要がある。

見直し内容



※始業時刻の変更等：フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

改正の趣旨

- 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことが必要である。

見直し内容

□ : 現行の権利・措置義務

□ : 見直し

常時介護を必要とする状態

介護終了

介護休業	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">介護休業①</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 150px;">介護休業②</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 150px;">介護休業③</div>	要介護状態にある対象家族について、介護の体制を構築(※)して働きながら対応できるようにするために一定期間休業するもの。 ※介護サービスの手続き等も含まれる 対象家族1人につき、通算93日、3回まで分割可能。
介護休暇	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">介護 休暇 (1日)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 50px;">介護 休暇 (3時間)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 50px;">介護 休暇 (5時間)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 50px;">介護 休暇 (1日)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 50px;">介護 休暇 (1日)</div>	要介護状態にある対象家族の介護・世話(※)をするための休暇。 ※通院の付き添い、ケアマネジャーとの打ち合わせ等 介護終了まで年間5日 (対象家族が2人以上の場合は10日)、時間単位で取得可能。
所定外労働の免除	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">所定外労働の免除(残業免除)</div>	介護終了まで何回でも請求可能。
時間外労働・深夜業の制限	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">時間外労働の制限(残業制限)・深夜業の制限</div>	時間外労働の制限 …1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限する制度 深夜業 …午後10時～午前5時までの就業 介護終了まで何回でも請求可能。
選択的措置義務	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">選択的措置義務</div>	事業主は 利用開始から3年以上の期間内で2回以上 、短時間勤務・フレックスタイム・時差出勤・費用助成*のいずれかを利用できる措置を講ずる義務(*費用助成は1回(一括払い)にすることが可能)。

■ 事業主に以下の措置義務。

- ・ 介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の**個別周知・意向確認**
- ・ 介護に直面する前の**早い段階(40歳等)**の両立支援制度等に関する**情報提供** ※併せて介護保険制度についての周知も望ましい(指針)
- ・ 研修や相談窓口の設置等の**雇用環境の整備**

※介護休業制度の目的(介護の体制を構築するために一定期間休業するもの)の理解促進を図る観点から、事業主による個別周知等を行う際には、その制度目的を踏まえることが望ましい(指針)。

- 介護期の働き方について、**労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務。**
- 介護休暇の勤続6か月未満の労働者の労使協定除外の仕組みは廃止する。

海外展開

高品質な放送・配信 コンテンツの製作促進事業

総務省

近畿総合通信局

情報通信部情報通信連携推進課



高品質な放送・配信コンテンツの製作促進事業

～放送コンテンツの海外展開推進施策～

令和8年2月12日

近畿総合通信局
情報通信連携推進課

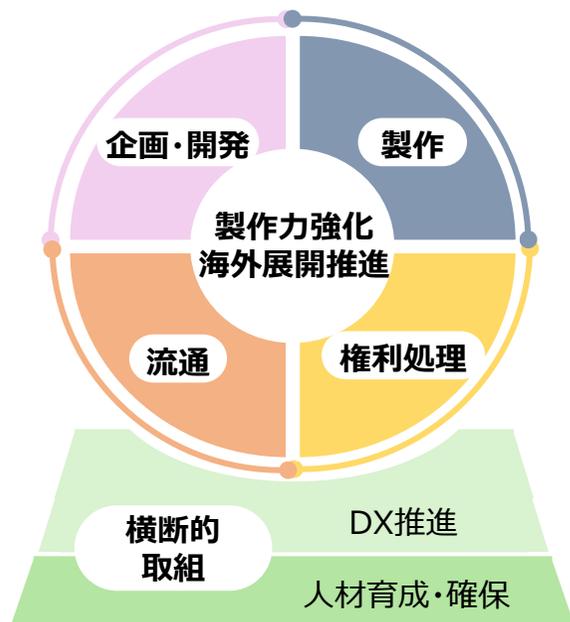
- 日本発コンテンツの海外市場規模20兆円（2033年）※達成のため、**日本の放送コンテンツの更なる製作力強化・海外展開の推進が必要**。
※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月、閣議決定）
- コンテンツ製作の「企画・開発」、「製作」、「権利処理」、「流通」の各分野の課題への対応を進めるとともに、各分野を横断する共通課題（例：DXの遅れ、人材不足）についても改善に向けた取組を行うことにより、**企画・開発から流通に至るまでの好循環の実現・加速を図り、放送コンテンツの製作力強化・海外展開を推進**。

目指す姿

「企画・開発」、「製作」、「権利処理」、「流通」の好循環による放送コンテンツの製作力強化・海外展開を実現

放送・配信コンテンツの製作力強化・海外展開推進パッケージ 2.0

令和7年度補正予算額 28.3億円、令和8年度予算額(案) 2.6億円
 (令和6年度補正予算額 22.7億円、令和7年度予算額 2.9億円)



① 企画・開発

- ・多様なコンテンツに向けた企画・開発支援

② 製作

- ・4K・VFXなど先進的技術を活用した高品質の実写コンテンツ製作の支援
- ・放送コンテンツの製作取引の適正化

③ 権利処理

- ・放送コンテンツの権利処理の効率化

④ 流通

- ・配信プラットフォームや国際見本市を通じた海外展開支援

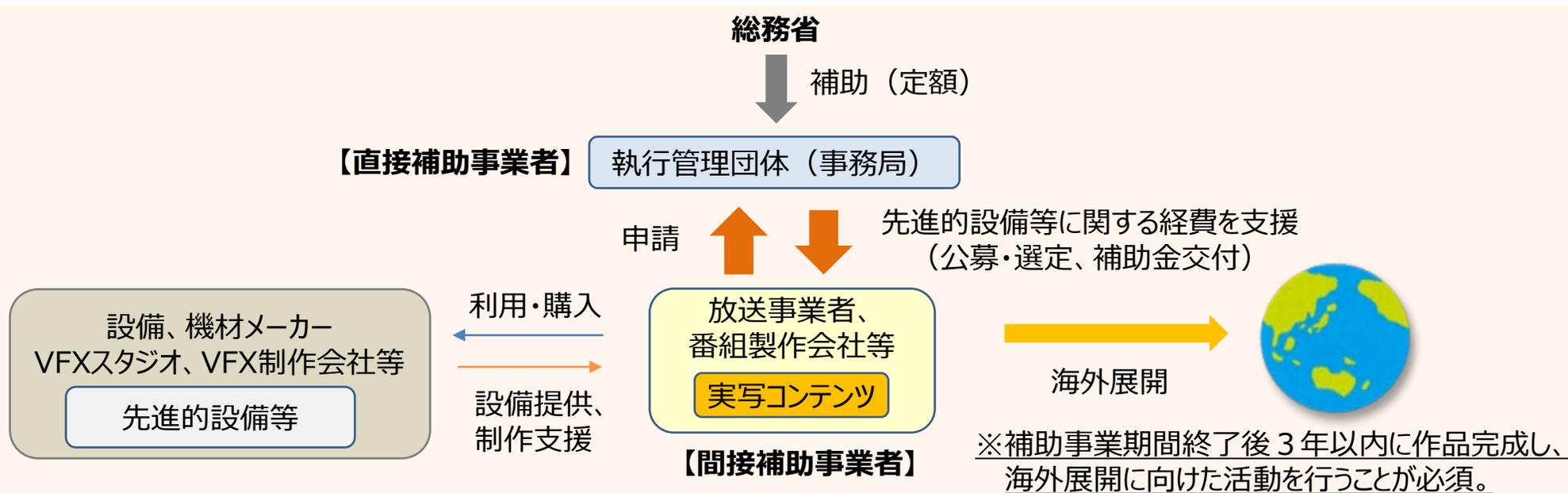
⑤ 横断的取組

- ・世界に通用する製作・展開人材の育成、コンテンツ製作環境におけるDXの推進

- 高品質コンテンツの制作を促進するため、国内でコンテンツを制作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①**先進的設備等**（4K、VFX、3DCG、AI技術等の先進的な設備又は放送機材）の**取得又は使用に要する経費**及び②**先進的設備等を活用する制作に要する経費**を支援。
- **4K、VFX、3DCG、AI技術等**の先進的なコンテンツ制作技術の活用を促し、**世界水準の実写コンテンツの創出**に繋げることで、**我が国の放送コンテンツの更なる海外流通を推進**。
- 使用する設備のレベルに応じ、**2タイプ**の補助メニューを設置。

事業実施団体（間接補助事業者）に係る事業イメージ

- **補助対象者**：当該実写コンテンツの著作権を有し、制作費を負担する国内の放送事業者、番組製作会社等（外国法人の日本支社は除く）
※複数事業者連携のコンソーシアム形式による申請も可能。
- **対象コンテンツ**：海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ（対象外：アニメ、映画、ミュージックビデオ、CM、プロモーション映像、成人向け等）
- **補助対象経費**：①**先進的設備の利用・導入に係る経費**、②**先進的設備等を用いたコンテンツ制作経費**（対象外経費あり）



支援対象、補助率等

間接補助事業費：9.2億円

タイプ	支援対象	補助率	上限額
A	先進的設備等のうち、4 Kを活用した実写コンテンツ制作	1/2	3000万円 (制作経費のみの場合は2000万円)
B	先進的設備等のうち、4 Kに加え、VFX、3 DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツ制作	1/2	2億円

採択事業

【タイプA】

	事業実施団体（間接補助事業者）	ジャンル	採択時期
1	大分朝日放送株式会社	ドキュメンタリー	一次
2	札幌テレビ放送株式会社	情報番組	一次
3	株式会社テレビ新広島	ドラマ	一次
4	株式会社長崎国際テレビ	スポーツ	一次
5	株式会社和歌山放送事業センター	ドキュメンタリー	一次
6	株式会社ZTV	情報番組	二次
7	日本映画放送株式会社	ドラマ	二次
8	読売テレビ放送株式会社	ドラマ	二次

【タイプB】

	事業実施団体（間接補助事業者）	ジャンル	採択時期
1	株式会社THE SEVEN	ドラマ	一次
2	株式会社TBSテレビ	ドラマ	一次
3	株式会社TBSテレビ	ドラマ	一次
4	株式会社TYO	その他	一次
5	株式会社テレビ朝日	ドラマ	一次
6	株式会社NEXT EP	ドキュメンタリー	一次
7	株式会社フジテレビジョン	ドラマ	一次
8	株式会社TYO	その他	二次
9	株式会社テレビ東京制作	ドラマ	二次
10	株式会社日テレ アックスオン	ドラマ	二次
11	日本テレビ放送網株式会社	ドラマ	二次

※採択時期（一次採択：令和7年9月10日公表、二次採択：同年10月17日公表）
 ごとに五十音順
 複数事業者連携のコンソーシアム形式での応募の場合は、代表事業者名にて表記

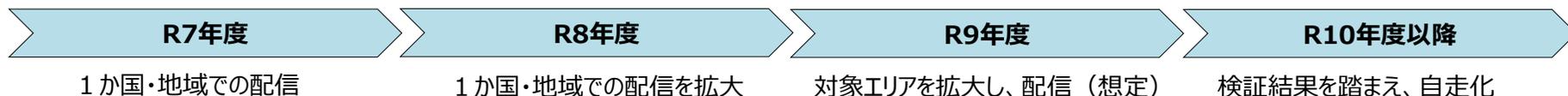
- 我が国の放送コンテンツの海外流通手段を確保・拡大するため、国内配信事業者と連携し、**実写放送コンテンツを集約・編成して配信**。令和7年度はNTTドコモと連携し、**タイで配信**。
- **コンテンツ提供者に対する視聴データの提供を実現**するとともに、視聴データを活用して海外ニーズを捉えたコンテンツ製作を促進。
- 放送事業者・番組制作会社等に幅広く参加してもらうため、**配信コンテンツの一部を公募し**、海外配信に必要な**ローカライズ（字幕付与等）も本事業内で実施**。ローカライズ版の**無償提供も行い**、本事業外での各社の海外展開の取組を後押し。

実写放送コンテンツ（ドラマ・ドキュメンタリー等）を集約したタイでの配信（R7年度）

※2026年3月下旬配信開始予定



【R8年度以降の取組（想定）】

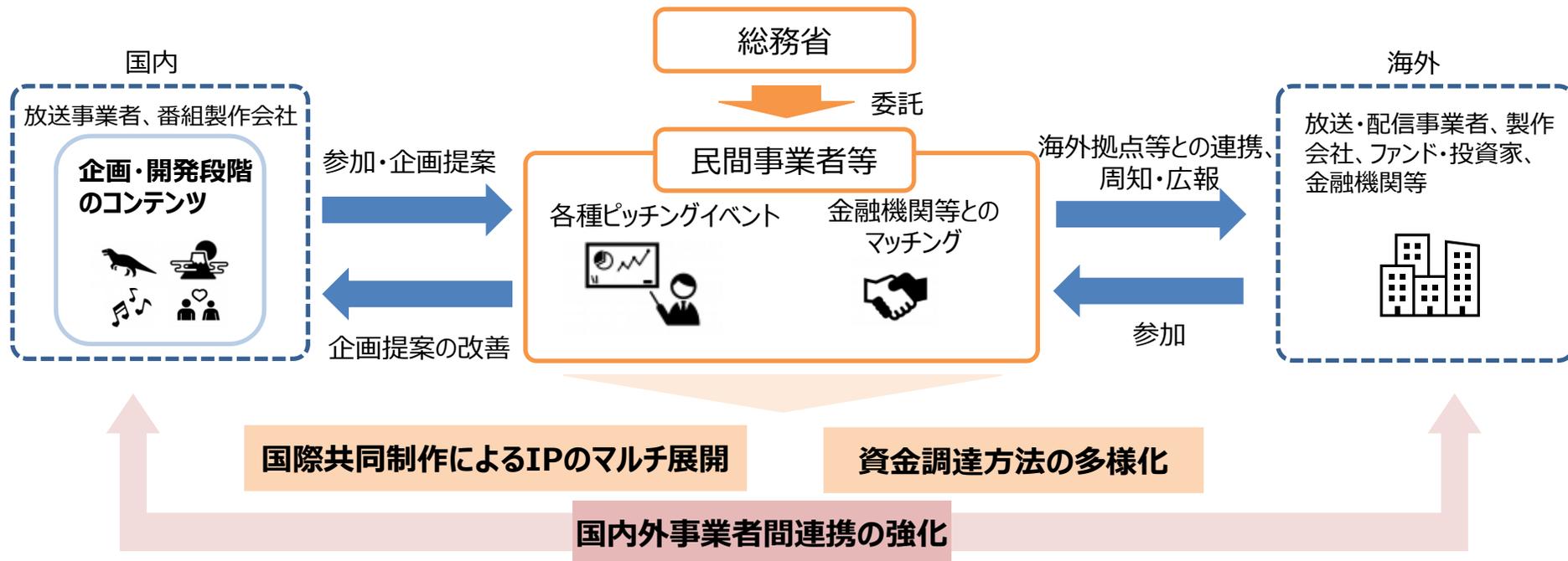


- 企画・開発段階のシリーズドラマなどの実写コンテンツの企画案が国際共同制作や出資を得られるよう、ピッチングイベント※や海外事業者とのマッチング等を実施し、コンテンツの海外展開に向けた、放送事業者・番組製作会社等のコンテンツ製作における外部資金活用の効果的手法を検証。

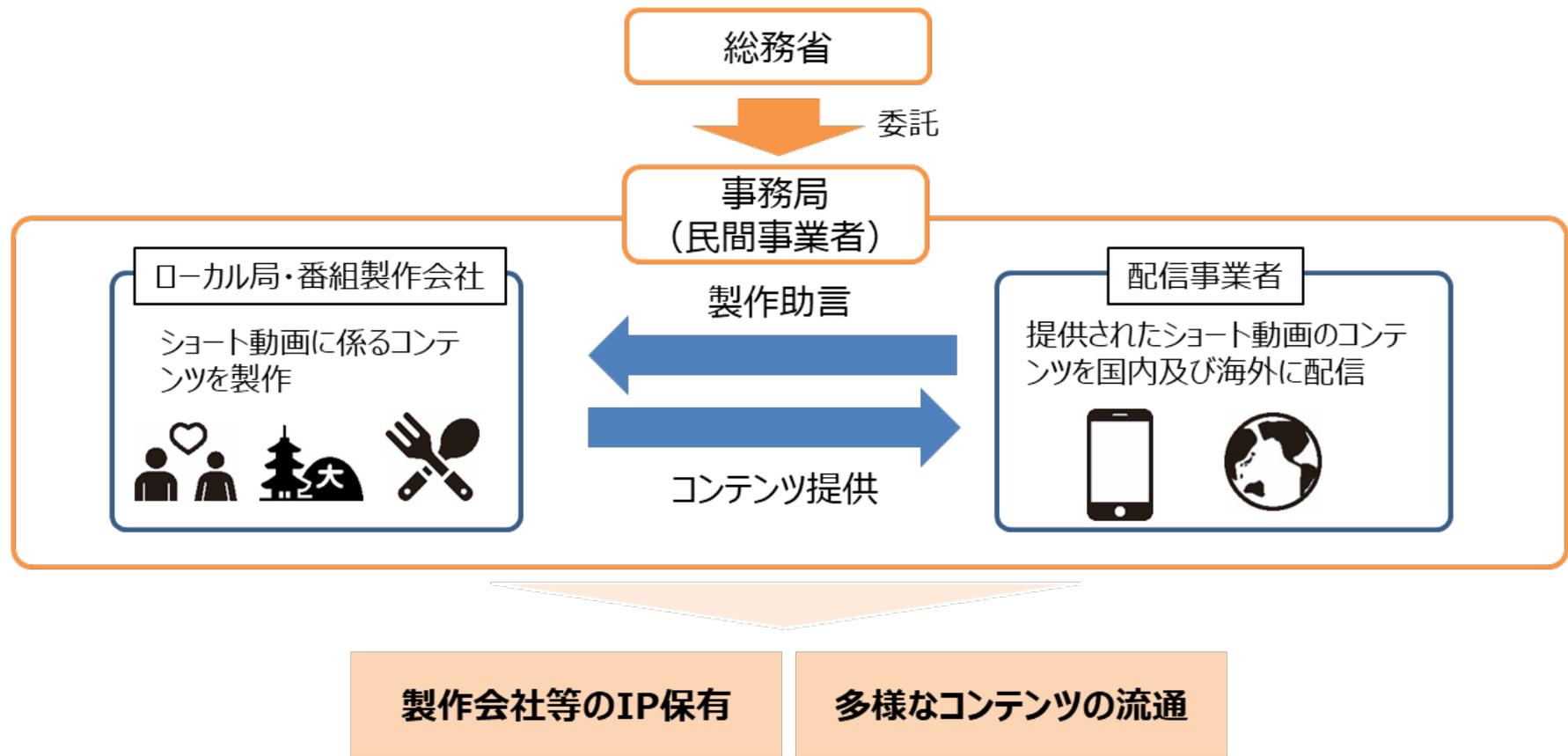
※ピッチングイベント…コンテンツの企画構想を発表し、共同制作・出資等を、求める場。

実証に係る事業イメージ（予定）

- **実証対象**：放送事業者及び番組製作会社が保有する企画・開発段階のシリーズドラマなどの実写コンテンツの企画案
- **内容**：本事業で用意する海外ピッチングイベント等においてプレゼンテーションする企画・開発段階の実写コンテンツの企画案を公募。採択した企画案についてピッチングイベント等でのプレゼンテーションの質を確保するために発言シナリオ、説明資料の改善を図った上で、ピッチによる国際共同制作や出資の獲得を目指すもの（ピッチングに用いる映像資料制作費、現地滞在費等は本事業にて負担）。これら実証を通じて、実写コンテンツの海外展開に向けた外部資金活用の効果的手法を検証。



- 多様なIP創出に向けた企画・開発段階の支援として、自社制作の機会が限られている放送事業者・番組制作会社等のIP保有と海外展開を促進するため、縦型ショート動画等の新たな形態のコンテンツ制作と海外展開の効果的手法を検証。



- 放送コンテンツの海外展開を促進するためには、世界水準の実写コンテンツ制作のノウハウ、VFX等の先進的技術に対応するスキル等を有する国内人材の不足が課題。
- このため、放送事業者、番組製作会社等の**プロデューサー、技術者などへの講習会、実技研修、海外派遣等を含む研修プログラムの実施を通じ、グローバル水準のコンテンツ企画・開発、製作のためのマニュアル・スキル標準を作成予定。**

令和7年度「実写コンテンツの制作人材の育成研修 —世界基準のショーランナー & ドラマクリエイター育成—」研修プログラム

- 実写コンテンツのうち特にドラマの制作プロデューサー・ディレクター、制作技術スタッフを対象に、国内外の研修を実施。
- 受講者は公募し、受講者は無償で参加（交通費等は自己負担）。

（1）製作ノウハウに関する研修

ハリウッドで学ぶ！世界基準のドラマ・ショーランナー集中研修

- ・ハリウッド（米国）における製作プロセスを確認。
- ・研修最終日には企画プレゼンを実施。
- ・現地4日間、10名。

K-ドラマヒットに学ぶ！韓国派遣研修

- ・韓国の製作現場を知り、海外展開の取組を学ぶ。
- ・韓国関係者とのネットワーク構築機会を提供。
- ・現地3日間、10名。

世界基準を目指せ！ドラマクリエイター集中講座

- ・世界水準の実写コンテンツの制作と海外展開に必要なノウハウとトレンドを講義により学ぶ。
- ・延べ6日間。会場38名、オンライン28名等。

（2）先端技術を使ったコンテンツ制作研修

①アドバンスドコース

②エントリーコース

- ・ソニーPCL清澄白河BASEにて、実践的なワークショップを通じ、バーチャルプロダクションなどの先進的な撮影・制作技術を学ぶ。
- ・経験や習熟度別に2コース設置。
- ・①3日間、18名。②1日間、46名。



海外展開

安全性・信頼性を確保した
デジタルインフラの
海外展開支援事業

総務省

近畿総合通信局

情報通信部情報通信連携推進課



安全性・信頼性を確保した デジタルインフラの海外展開支援事業

令和8年2月12日

近畿総合通信局
情報通信連携推進課

戦略の基本的考え方

- 2030年頃を見据え、**国際競争力の強化と経済安全保障の確保**に向け、戦略的自律性・戦略的不可欠性が求められる領域を**重点分野**として設定。
- **各重点分野**について、①**グローバルファースト**、②**マーケットイン**、③**同志国との連携強化**という3つの**横断的な考え方**に基づき、研究開発からグローバルな市場獲得まで**技術の産業化**のための一貫した**戦略的取組**を推進。

グローバル
ファースト

研究開発・標準化・
社会実装・海外展開
の総合的推進

同志国との
連携強化

マーケット
イン

重点分野の目標・取組

海底ケーブル

- 体制強化を通じて安定的な需要確保を図り、自律的な供給体制を維持 [目標シェア35%]

具体的な取組

- 市場ニーズに合わせた技術力の強化
- 船団保有体制の構築等、生産・敷設・保守能力の強化
- 島しょ国等における海底ケーブルプロジェクト支援

モバイルネットワーク

- 同志国とも緊密に連携しつつ、自律的な開発・供給体制を維持 [オープンRAN市場で上位シェア]

具体的な取組

- 市場ニーズに合わせた技術力の強化
- エッジAIのモデル実証等の支援
- 海外の技術サポート拠点開設等、海外展開支援の強化

非地上系ネットワーク (NTN)

- HAPS、衛星通信サービスの安定的な利用確保と自律性向上

具体的な取組

- HAPSの研究開発支援と、防災・安全保障等の分野における需要の確保
- 低軌道周回衛星（衛星コンステレーション）を活用した新たな衛星通信サービスの導入支援

サイバーセキュリティ

- 我が国が自力で未知の脅威情報を早期に検知可能となるエコシステムを確立

具体的な取組

- 国産検知ソフトをNICTが開発、政府端末等へ導入し、データ収集・分析等を強化することで、民間での製品化を加速
- 高度訓練用の大規模演習環境を新たに構築・拡充

大規模言語モデル (LLM)

- 我が国企業による信頼できるLLMについて、様々な場面で**活用が進展**

具体的な取組

- 学習用日本語データの整備・提供強化等、我が国企業による信頼できるLLMの開発支援
- 公共部門を中心とした信頼できるLLMの活用促進

オール光ネットワーク (APN)

- ハイパースケーラー等への光伝送装置の導入を実現

[2030年頃にハイエンド市場でトップ3入り]

具体的な取組

- ハイパースケーラー等への売り込みを旨とした研究開発の強化
- 研究開発と並行した海外市場拡大のためのショーケース整備

データセンター

- オール光ネットワーク (APN) とのパッケージ展開を実現

[2030年頃にシェア20%以上]

具体的な取組

- 海外においてAPNや発電システムと連携した新しいデータセンターのモデル実証等の支援
- JICTによる持続的・安定的なリスクマネー供給体制の整備

量子暗号通信

- 我が国の量子暗号通信装置を世界各国に導入

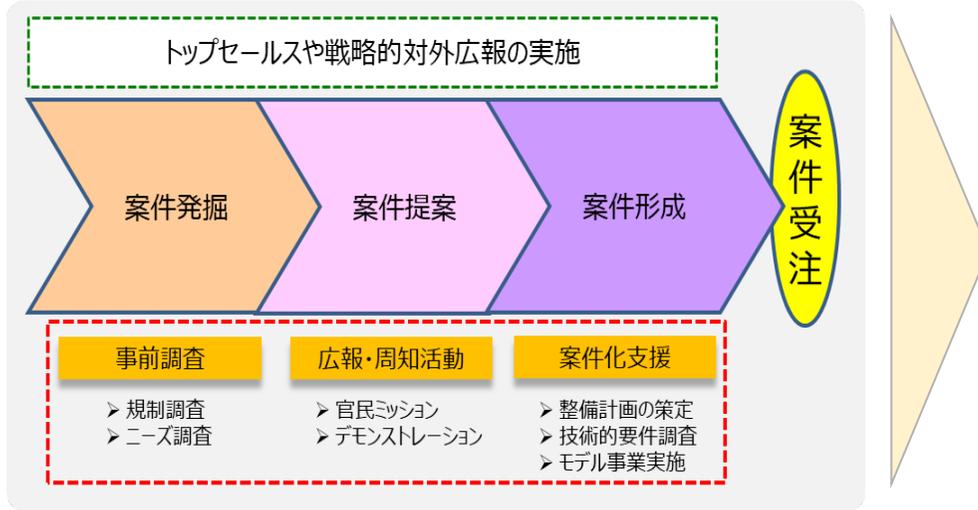
[2030年頃に20カ国以上で採用]

具体的な取組

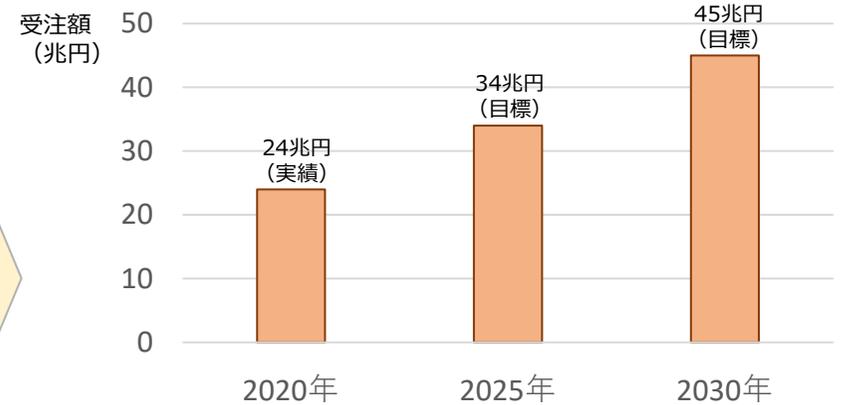
- 我が国の優位性強化のための研究開発の推進
- 量子暗号通信のユースケース創出のためのテストベッドの拡充・高度化

デジタル技術を活用しグローバルな社会的課題を解決するとともに、経済安全保障の確保に資するとの観点から特に重要なシステム・サービスの海外展開について、**調査事業・実証事業等**の支援を実施。

通信インフラやICT利活用モデル等のデジタル分野における案件形成に至るまでの各展開ステージで**必要な取組（PoC・モデル事業等）の予算支援**を実施



「インフラシステム海外展開戦略2030」で設定された目標への着実な貢献



注：2020年（実績）は、日本からの「輸出」と「海外現地法人の売上」を合計したものと

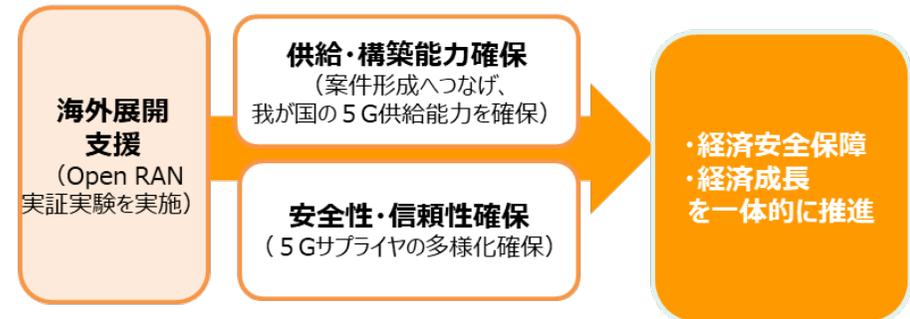
出典：内閣官房の資料を基に総務省作成

「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」
令和6年度補正予算 63億円 令和7年度当初予算 0.5億円
令和7年度補正予算 80.5億円 令和8年度当初予算(案) 0.27億円

<「ローカル・スタートアップ枠」について>

- ✓ 日本の中小企業（スタートアップ含む）がデジタル技術の海外展開に取り組むことは、**展開先国の社会課題の解決や安全性・信頼性を確保したデジタル空間の構築に貢献**する可能性を一段と高めるだけでいう観点からも有意義。
- ✓ 海外展開支援事業に「ローカル・スタートアップ枠」を設け、東京都以外に所在地を置く中小企業の取組に加え、**スタートアップ企業の取組も対象**とすることで、**幅広い企業の海外展開を後押し**する。

施策の目的
(例) OpenRANの海外展開



海外展開支援事業における「ローカル・スタートアップ枠」について

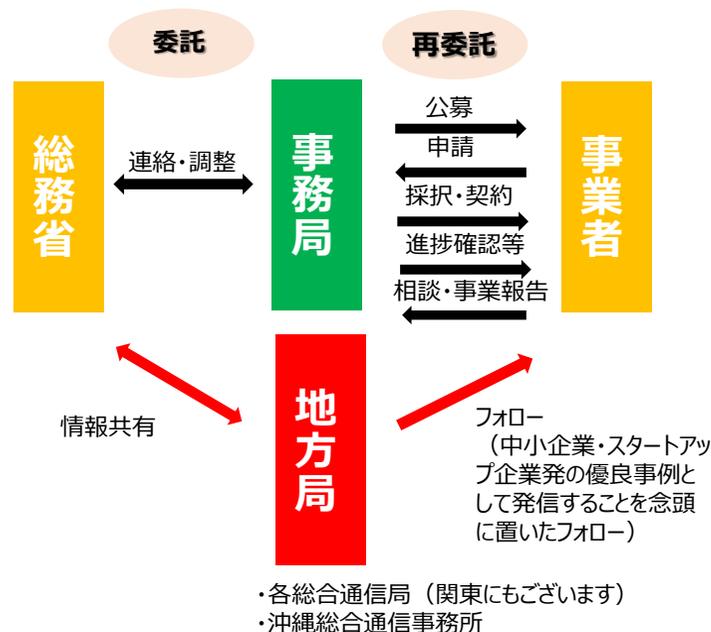
概要

- 総務省では、「インフラシステム海外展開戦略2030」（経協インフラ戦略会議決定）における「2030年のインフラシステム受注45兆円」という政府全体の目標達成に向け、「**安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業（デジタル海外展開支援事業）**」（委託事業）により支援スキームを講じ、海外展開の推進に注力している。
- 地方には、海外展開につながる取組が潜在し、これらの取組を発掘し海外展開につなげることは有意義。こうした状況を踏まえ、令和5年度から新たな取組として、デジタル海外展開支援事業に「地方枠」（※「ローカル・スタートアップ枠の前身」）を設け、**地方企業の海外展開の取組を公募により支援**を開始。
- **令和8年度からは支援対象にスタートアップ企業（※東京都含む）を追加**し、幅広い企業の海外展開を後押し。事務局※は外部機関に委託し、当該事務局が公募をかけ、中小企業・スタートアップ企業が申請するスキームとなる。
※令和7年度の事務局：日本ITU協会及びKPMGコンサルティング共同事業体

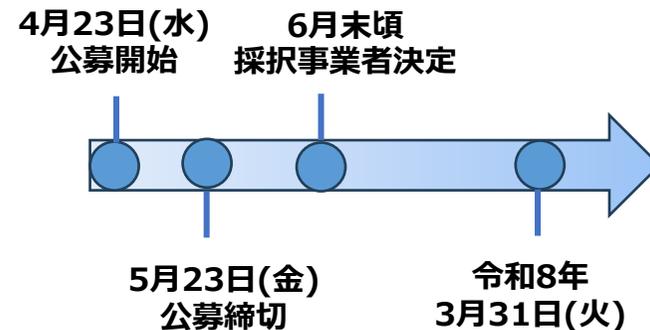
対象について

- デジタル技術を有する企業の、当該デジタル技術に係る海外展開を後押しすることを目的。
- **国内に本社を置く事業者**を対象とする。
- 原則として、①**東京都以外**に所在地を置く**資本金1億円以下のICT中小企業**（大学法人との連携、スタートアップを含む。）もしくは②**スタートアップ企業**を想定。また、総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- 「地方枠」において再委託先となった事業者も応募可能だが、海外展開の段階や展開先の違いなど**2026年度「ローカル・スタートアップ枠」を活用する意義を明確に示す**必要がある。

スキーム



令和7年度のスケジュール



令和8年度の予定

- **来年度も今年度同様のスケジュール**を想定。
【変更点】
- 初年度だけでなく、夏～秋頃に枠数を絞って2回目の公募を行う可能性あり。
- **デジタル海外展開プラットフォームへの参加を要件とする。**

● 令和7年度採択事業者一覧（20件）

事業者名	所在地	展開先エリア	概要
株式会社キシブル	北海道札幌市	東南アジア	E ラーニングシステム（VR 医療研修）
株式会社サンクレエ	北海道札幌市	東南アジア	みまもりシステム（高齢者モニタリング）、リハビリ効果可視化システム、認知機能判定システム
株式会社 StoD	福島県会津若松市	北東アジア	エンジニア採用支援プラットフォーム
株式会社 KiAI	茨城県日立市	アフリカ	ビジネスインサイト自動情報提供システム
株式会社 SPLYZA	静岡県浜松市	北米	マーカースレス 3D 動作分析アプリ
株式会社マップフォー	愛知県名古屋市	北米・欧州	高精度 3 次元データ生成・空間情報解析 AI システム
株式会社セカンドハート	京都府長岡京市	東南アジア	足病管理・診療支援デジタルプラットフォーム
learningBOX 株式会社	兵庫県たつの市	東南アジア	クラウド型学習管理システム
株式会社 ZIPCARE	広島県広島市	東南アジア・欧州	みまもりシステム（高齢者モニタリング）
ジーシーシー株式会社	香川県坂出市	欧州	在職証明書付きデジタル名刺
一般社団法人 DREAMS 利活用研究センター	高知県香南市	東南アジア	防災システム（オンライン防災訓練）
株式会社 INSPIRATION PLUS	大分県大分市	東南アジア	災害対策情報活用プラットフォーム
HMS 株式会社	福岡県福岡市	欧州・豪州・北東アジア・北米	建設機械サービス向け AR グラス
株式会社エイビス	大分県大分市	東南アジア	みまもりシステム（高齢者モニタリング）
株式会社 elseif	福岡県福岡市	中央アジア	E ラーニングシステム（教育・雇用・就労支援サービス）
Eletus 株式会社	福岡県福岡市	東南アジア	AI 学習個別最適化サービス
コースタルリンク株式会社	福岡県福岡市	東南アジア	海上通信デジタル化ソリューション
株式会社シスコム	福岡県北九州市	東南アジア	ETC 装置活用 IoT ソリューション（港湾コンテナ蔵置管理）
株式会社 Fusic	福岡県福岡市	東南アジア・豪州	人工衛星運用監視システム
柳井電機工業株式会社	大分県大分市	南西アジア	発電管理システム（太陽光発電パネル検査）

【参考】令和5年度・6年度「地方枠」の採択状況

● 令和5年度採択事業者一覧（11件）

事業者名	所在地	展開先国	取組概要
株式会社イークラフトマン	北海道札幌市	東南アジア	食品輸送における温度センサーを活用した輸送時温度帯管理クラウドサービスの調査等
ゴレタネットワークス株式会社	神奈川県鎌倉市	太平洋島嶼国	無線を用いた医療IoTエリアネットワークの構築実証
アルム株式会社	石川県金沢市	東南アジア	製造業（精密部品加工企業）における加工プログラム完全自動生成AIソリューションの実証
株式会社AQUONIA	石川県金沢市	北米	食のクオリティ向上を通じた日本食展開や予防医学を目指す水質再現技術ソリューション展開の調査
ケモノスコープレーション株式会社	大阪府箕面市	東南アジア	現地観光の「集客」や観光地・施設の「維持管理」を目指した「点群バーチャル観光」展開の調査等
有限会社電マーク	香川県高松市	中央アジア	採卵鶏の雛の雌雄判定AIシステムの検証、出展等
株式会社オーイシー	大分県大分市	中央アジア	センサでビニールハウス監視・管理可能なモニタリングサービス「スマート農業IoT管理サービス」の実証等
株式会社エイビス	大分県大分市	東南アジア	高齢者等を対象としたセンサによるモニタリング技術「みまもりシステム・みまもりサービス」の調査等
株式会社サークルワン	大分県別府市	東南アジア	安価かつ簡便に防災・災害情報提供を可能とする送信システムとスマホアプリの調査等
株式会社教育情報サービス	宮崎県宮崎市	アフリカ	高品質のEラーニングサービス構築に向けたサービス開発、実証事業
株式会社 SOIK	沖縄県那覇市	アフリカ	デジタル産科健診パッケージのプラットフォーム「SPAQ」の実証等

● 令和6年度採択事業者一覧（23件）

事業者名	所在地	展開先国	取組概要
株式会社岩根研究所	北海道札幌市	東南アジア	地図管理システム（三次元映像地図管理）
株式会社キシブル	北海道札幌市	東南アジア	Eラーニングシステム（VR医療研修）
株式会社サンクレエ	北海道札幌市	東南アジア	みまもりシステム（高齢者モニタリング）
Blue Planet Sensing株式会社	北海道岩見沢市	東南アジア	小型衛星共有ネットワークシステム（衛星画像撮影）
ヤグチ電子工業株式会社	宮城県石巻市	中央アジア・欧州	遠隔医療（弱視治療）
アルム株式会社	石川県金沢市	北米	加工プログラム自動生成AI・産業機械用IoTセキュリティセンサー
株式会社日本AIコンサルティング	大阪府吹田市	北東アジア・アフリカ	PC操作ログ分析AIシステム（企業評価）
東亜ソフトウェア株式会社	鳥取県米子市	南西アジア	スマート農業（生産管理）
株式会社インターフェース	広島県広島市	北米・欧州	産業用コンピュータ
平和情報システム株式会社	広島県広島市	東南アジア・南西アジア	防災システム（水位監視）
ニタコンサルタント株式会社	徳島県徳島市	東南アジア	防災システム（水位監視）
有限会社電マーク	香川県高松市	南西アジア	鶏雌雄判定AIシステム
株式会社モリス	香川県観音寺市	東南アジア	みまもりシステム（高齢者・障害者モニタリング）
一般社団法人DREAMS利活用研究センター	高知県香南市	東南アジア	防災システム（オンライン防災訓練）
株式会社TRIART	福岡県飯塚市	北米・東南アジア	検図・補正AIシステム（画像比較）
株式会社ローカルメディアラボ	佐賀県佐賀市	アフリカ	デジタルアーカイブ構築・管理・検索システム（図書館管理）
オーシャンソリューションテクノロジー株式会社	長崎県佐世保市	太平洋島嶼国	船舶モニタリングシステム（操業記録・救難通報）
株式会社エイビス	大分県大分市	東南アジア	みまもりシステム（高齢者モニタリング）
柳井電機工業株式会社	大分県大分市	南西アジア	発電管理システム（太陽光発電パネル検査）
株式会社アシストユウ	宮崎県宮崎市	東南アジア	防災システム（水位・雨量・風速等監視）
株式会社教育情報サービス	宮崎県宮崎市	南西アジア	Eラーニングシステム（日本語学習）
株式会社エルム	鹿児島県南さつま市	東南アジア	発電管理システム（太陽光追尾）
株式会社シンク・ネイチャー	沖縄県那覇市	欧州	環境リスクAIレポートシステム（生物多様性データAI分析）

海外展開

農林水産物・食品の輸出促進 に向けた支援

農林水産省

近畿農政局経営・事業支援部食品企業課

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策

<対策のポイント>

大規模輸出産地の形成、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した輸出セミナーの実施、食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件に対応した施設の新設及び改修や機器の整備、更なる輸出拡大に向けた品目別の状況に応じた取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 1,708百万円

地域の関係者からなる輸出推進体制の下、輸出向け生産・流通体系への転換を図る大規模輸出産地のモデル形成を支援します。

2. GFPコミュニティ構築支援加速化対策 200百万円

GFP登録事業者の個別課題に対応したセミナー等の開催、輸出専門家の派遣等の伴走支援を実施するとともに、海外のニーズに対応して輸出に取り組む産地を支援します。

3. 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策 6,005百万円

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備を支援します。

4. 品目等の課題に応じた取組支援 400百万円

品目特有の緊急課題への対応を支援します。

- ① 加工食品輸出先国多角化等支援事業
- ② 青果物輸出産地体制強化加速化事業
- ③ JAS等の国際標準化支援・商標登録応答等業務
- ④ 有機JAS認証、GAP認証取得等の支援
- ⑤ 水産エコラベル認証取得支援事業

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

生産・流通体系の転換を通じ、海外の規制・ニーズに対応する大規模な輸出産地のモデルを構築



4. 品目等の課題に応じた取組支援

<加工食品の輸出先国多角化等に向けた輸出支援>

複数の食品製造事業者が参画した加工食品クラスターの輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大に向けた取組を支援

<輸出先国の規制等に対応した青果物の輸出産地体制強化への支援>

輸出先国の残留農薬基準等の規制に対応した生産体制や品質保持のための流通体制の強化、ロットの確保等に向けた複数産地と輸出事業者による取組を支援

<JAS等の国際標準化への支援・JAS商標登録>

JAS等の国際標準化を加速化するための活動支援や、海外におけるJASマークの商標登録等を実施

<有機JAS認証、GAP等認証取得等への支援>

有機JAS認証、GAP等認証の取得や輸出向け商談等の取組、GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催を支援するとともに海外の有機食品の市場動向調査を実施

<水産エコラベル認証取得への支援>

水産エコラベル認証取得の促進に向け、審査の事前準備となるコンサルティングの実施に係る取組を支援

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

<事業の流れ>



加工食品輸出先国多角化等支援事業

令和7年度補正予算額 260百万円

<対策のポイント>

加工食品は、農林水産物・食品の輸出額の約4割を占め、輸出の伸びが期待できる分野である一方、食品製造業においては、中小・零細事業者が大半を占めており、単独で販路開拓等に取り組むことが困難です。このため、複数の食品製造事業者等が参画した加工食品クラスターの輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するための海外ニーズ調査・勉強会、テストマーケティング、展示会・商談会への参加、現地バイヤー、シェフ等へのPR等の取組を支援します。

2. 加工食品クラスターの組成・育成・輸出事業計画の策定支援等

1による取り組みの管理や遂行のサポート、輸出事業計画の策定支援等を行います。

<加工食品クラスターとは>

個社単独では難しい資金面・人的面の課題やノウハウ不足等を克服するため、複数の食品製造事業者が連携して輸出拡大に取り組む体制（団体）。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<輸出拡大に向けた連携体制の構築>



<連携した取組の例>



加工食品の輸出額の拡大に寄与

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

令和8年度予算概算決定額 123百万円 (前年度 123百万円)
〔令和7年度補正予算額 6,005百万円〕

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 施設等整備事業

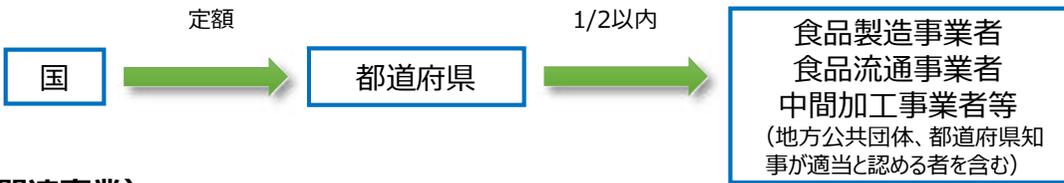
加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。

<事業の流れ>

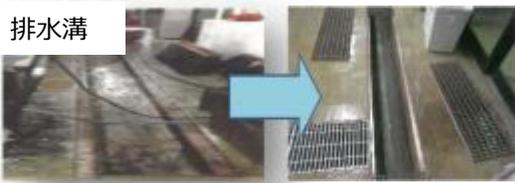


(関連事業) 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業

1,731百万円 (前年度 1,242百万円) の内数

- ① 食肉処理施設の再編及び輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。
- ② 食肉処理施設や食鳥処理施設における収益力の強化を図るため、付加価値の向上に資する高度な加工設備や省力化設備の整備等を支援します。

<事業イメージ>



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375)
畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

<対策のポイント>

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新規輸出先の開拓・多角化等、業界全体の輸出力強化に向けて行う取組等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 品目団体輸出力強化緊急支援事業 4,540百万円

認定品目団体等が、生産から販売までの業界関係者を取りまともオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた次の取組を支援します。

- ① 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等
- ② 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等
- ③ 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動
- ④ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備
- ⑤ 品目団体の機能強化のための専門家・コンサル等による支援

2. 重要市場の商流維持・拡大緊急対策 1,000百万円

重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者（注）が日本産品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援します。

（補助上限額：1,000万円／案件）

（注）重要市場において輸出実績を有する認定品目団体の会員又は当該会員と有機的に連携して取り組む事業者

（1、2ともに輸出先国・地域での通商環境の変化に迅速に対応する事業者を優先採択）

<事業の流れ> 1・2ともに



1. 品目団体輸出力強化緊急支援事業

- ①-例 輸出先国の多角化のための新市場での商慣行や物流実態などの調査および実証
- ②-例 輸送時の品質を維持するための統一マーク付き共通資材の開発および実証
- ③-例 品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発
・ジャパンブランド保護のための認証システムの導入や各国での商標登録
- ④-例 任意のチェックオフ導入に向けたコンサルタントの導入や国内関係者を集めた導入検討会の開催、徴収体制の構築等
- ⑤-例 品目団体が行う人材確保のための専門家への相談
・専門人材による会員向け輸出促進セミナー等の開催

2. 重要市場の商流維持・拡大緊急対策

- 例 複数事業者と連携した現地小売り店でのフェアの実施や店頭・ECサイトでのプロモーション
- ・現地レストランや海外展開している日系外食チェーンと連携した日本産食材フェアの実施
- ・現地卸と連携した商談会への参加
- ・現地向け新商品の開発及びテストマーケティング
- ・製造コスト削減のための機器導入（1/2以内）
- ・現地小売業が求める認証の取得（1/2以内）
- ・既存商流の輸送効率化等のための輸送実証

製材の性能検証



ジャパンブランドの確立



包材の規格化



海外での販促活動



現地向け新商品の開発



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課（03-6744-1779）

海外展開

観光地・観光産業における
省力化・省人化等推進事業

国土交通省
近畿運輸局観光部

事業目的・背景・課題

- コロナ禍を経た観光需要の急増に伴う人手不足は深刻であり、その解消は急務。観光需要を取り込み、インバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、観光地・観光産業における省力化・省人化等の推進が不可欠である。
- 省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。

事業内容

①省力化・省人化に向けた設備投資等

観光地・観光産業の省力化・省人化等を実現するために必要な支援を実施する。

- 地域一体となった効率化支援：観光地全体の効率化を行い、提供価値を向上させる為、共同設備（セントラルキッチン、温泉引湯管、従業員寮）の導入・改修等を支援。

○ 省力化投資補助：省力化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入を支援。

- 観光地経営人材育成支援：「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進。

②観光産業の基盤の維持・強化に向けた調査等

深刻な人手不足を解消するため、優良事例の調査・横展開及び待遇改善取組の検討等を行う。

- 人材確保・定着の促進：特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等を実施。また、事業者や業種の垣根を超えた連携による有効活用策を検討。

- 経営力強靱化の促進：宿泊業の待遇改善等、経営上の課題を調査し、「宿泊業における高付加価値化のための経営ガイドライン」の改訂検討などを通じて、経営力強靱化の促進を図る。

事業イメージ

○設備投資等



自動チェックイン機



セントラルキッチン

○外国人材の確保・定着



事業スキーム

・ 事業形態：①直接補助事業 及び 間接補助事業（補助率1/2） ②調査事業等

・ 補助対象・請負先：①地方公共団体、民間事業者等（間接補助の場合は、国→民間事業者（事務局）→地方公共団体（DMO）、**宿泊事業者**等）
②民間事業者等

※令和6年度「観光地・観光産業における人手不足対策事業」での支援例参考です



バックサポート

リアルタイムな状況確認で、ストレスが軽減

インカムを使った業務連絡ですぐに不明点を解消。スタッフがフレキシブルに動けるようになりました。



清掃業務

1日約18時間の清掃業務を削減

多層階対応の清掃ロボットや高性能な配膳ロボットによって、業務の稼働を大幅に軽減できました。



フロント業務

1ヶ月で210時間ほど作業負担の削減

「お客様との対話を大切にしたい」自動チェックイン機の導入で、データ入力を省人化に成功しました。



観光庁HP
「高付加価値経営旅館等」



観光庁HP ※R6年度
「観光地・観光産業における
人手不足対策事業」



事業目的・背景・課題

- 一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。
- インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。

事業内容

①補助事業

- 地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である**地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり**、各地域が現在直面している課題／今後抱える課題に**地域一体で行う様々な取組**※1を面的・総合的に支援する。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。

※1 調査・実証に係る取組を含む

- 特に、**ソフト的・対症療法的な対策のみならず**、中長期的な視点から安定的・持続的に支援できるよう、**複数年にわたる取組についても支援することとする**。また、**検討段階から観光庁・地方運輸局が伴走支援を行い**、地域の方々の理解の下、**より実効性のある対策の加速化を図っていく**。

②調査事業

- 我が国における観光課題の情報を収集し、生じている地域・エリアに提供することで、スピード感をもった対策の造成を支援するほか、多様な媒体を通じたマナー啓発、手ぶら観光サービスの普及・浸透に向けた調査等を実施する。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業（補助率 2 / 3（補助上限額：2億円）、1 / 2（補助上限額：0.5億円））、②調査事業等
- ・補助対象・請負先：①国→民間事業者→地方公共団体、登録DMO、民間事業者等 ②民間事業者等 ・事業期間：令和8年度～

担当課室：観光庁 参事官(外客受入)

公募要領

2 補助対象事業・補助対象経費

補助対象事業及び補助対象経費の例は以下のとおりです。

(1) 対策計画/補助事業計画に基づく事業

補助対象事業	具体的な経費例
1 受入環境の整備・増強 観光客が集中する地域における交通手段や観光インフラの充実に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>観光客向けの移動手段確保に係る経費</u> ■ 手荷物配送スキームに通じた手ぶら観光の推進に係る経費 ■ <u>ポイ捨て防止のためのICTを活用したごみ箱設置費</u> 等
2 需要の適切な管理 実情に応じた入域管理や異なる需要に対応した運賃設定の促進等に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 渋滞緩和のためのパークアンドライド駐車場整備費 ■ 入域制限の実証・導入に係る経費 ■ 入場料金の導入に係る経費 等
3 需要の分散・平準化 空いている時間帯・時期・場所への誘導・分散化に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>混雑状況を可視化・リアルタイム配信に係る経費するためのウェブサイトやアプリ開発費</u> ■ 早朝プログラム等のコンテンツ開発費 等
4 マナー違反行為の防止・抑制 マナー違反の防止や旅マエ・旅ナカにおける啓発に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>マナー啓発のための看板・ポスター設置等の経費プロモーション費用</u> ■ 外国人観光客へのマナー啓発のための多言語化対応費 等
5 地域住民と協働した観光振興 観光の意義や効果に係る地域住民の理解・認知向上に図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民等向けにオーバーツーリズム対策事業について説明する資料作成・活用経費 ■ 観光が地域にもたらす恩恵を地域住民に対して周知する経費 ■ 地域資源を活用した住民参加型の観光コンテンツ造成費 等
6 調査・分析 現状の把握・分析や新たな制度導入の検討に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の調査分析費 ■ 新たな制度導入の検討にあたっての専門家意見聴取に係る経費 ■ 事業の効果検証費 等

注 令和7年度実施時の内容で参考です。

(2) 地域全体の観光地域づくりに関わる事業

補助対象事業	具体的な経費例
7 地域全体の観光地域づくりに関わる事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協議会運営に関わる経費 ■ 地域の観光計画の磨き上げ・効果検証に要する経費 ■ 地域住民などの理解・認知度向上に係る経費 等

- ※ オーバーツーリズムの未然防止・抑制の効果が期待される事業に係る経費が補助対象となります。本事業の目的に沿わない単なる整備費用等は補助対象外となります
- ※ 関係会社等から調達する場合は利益等排除が必要です。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 国が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 補助対象者が地方公共団体である場合等を除き、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 補助事業により取得又は効用の増した財産を事前の承認なく処分制限期間内に処分したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付された補助金の全額返還を命じる可能性があります。詳細は「VI その他重要事項（申請にあたっての注意事項等）」を参照
- ※ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助事業の結果により収益が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります

観光庁オーバーツーリズム
対策事業特設ページ※R7



R6年度先駆モデル地域型
26地域 事例集



海外展開

中堅・中小建設企業の 海外進出支援業務

国土交通省

国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第一課

中堅・中小建設企業の海外進出支援業務

- **各種セミナーの開催、海外事業計画策定支援、海外訪問団などの施策実施**や、中堅・中小建設企業や政府関係機関・金融機関等からなる**中堅・中小建設企業海外展開促進協議会(JASMOC)の運営**を通じ、海外進出に必要な情報・課題の共有や現地企業とのビジネスマッチングを提供することで、**中堅・中小建設企業等の海外進出**を支援します。

予算額 令和7年度予算額：0.8億円の内数

概要 ①各種セミナーの開催

- ✓ 海外進出に向けた戦略・事業計画策定のポイントをお伝えする海外事業計画策定支援セミナー、現地共同研究や新たなビジネスパートナーをつくる機会を提供する海外大学連携技術紹介セミナー、各地域で開催する海外進出セミナー、リスク管理セミナー等、JASMOC会員企業のアンケートや有識者の意見を踏まえて各種セミナーを開催。

②海外事業計画策定支援の実施

- ✓ 各社における海外進出の戦略立案から事業計画に落とし込むまでの一連のプロセスを、中小企業診断士を中心としたアドバイザーとの個別面談を通して支援。

③海外訪問団の実施

- ✓ 対象国に中堅・中小建設企業からなる訪問団を派遣。相手国政府との意見交換会、現地JICA等からのブリーフィング、現地企業・日系企業とのビジネスマッチングや、現場見学等を実施。

④中堅・中小建設企業海外展開促進協議会（JASMOC）の運営

- ✓ 業界団体、中小企業診断士、政府関係機関・金融機関等の支援機関等と連携し、海外進出に役立つ情報の提供や企業紹介シートを通じた企業のPR等を実施。

- 協議会構成
(令和7年1月1日現在)

会員	：	中堅・中小建設企業 287社
支援機関等	：	業界団体、政府関係機関、金融機関(地銀・信金)等 124団体
運営委員	：	【委員長】草柳俊二(東京都市大学客員教授)、有識者6名 計7名

お問合せ先：国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 (03-5253-8280)

E-mail:hqt-kokusai01@gxb.mlit.go.jp

DX

建設現場管理のデジタル化 の推進事業

国土交通省

国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第一課

建設現場管理のデジタル化の推進事業

- 「地域の守り手」である建設業の持続可能な発展のため、現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避の状況となっているが、建設業のICT化は不十分な現状。
- 令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、ICT活用の適切かつ有効な実施を図るための指針を作成することとされた。

ICT指針の概要

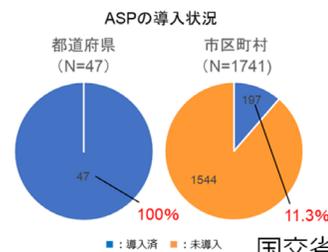
- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用**
- **電子契約等の積極的活用**

※国・自治体は、公共工事における

ASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



国交省調査 (R6d)

【建設現場へのICT導入にあたり、**建設業者が留意すべきポイントと事例**】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナー

お問合せ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 (03-5253-8277)

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進捗しつつあるなか、**厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査(R6.8国土交通省)
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1/2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和 7 年度～

国土交通省

申請 ↑ ↓ 交付

補助事業者

申請 ↑ ↓ 1/2補助

間接補助事業者
(各都道府県の建設業団体等)

<対象とするICT機器 (例) >

ウェアラブルカメラ



ドローン



ウェブカメラ



四足歩行ロボット



DX

食品産業の生産性向上 に向けた支援

農林水産省

近畿農政局経営・事業支援部食品企業課

<対策のポイント>

食品産業は、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っているが、輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっており、過度な輸入依存からの脱却を実現するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**による**国産原材料の安定調達**や、**付加価値の向上を図る取組**を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

<事業目標>

食料システムの強靱化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

1. 産地連携支援緊急対策事業

4,900百万円

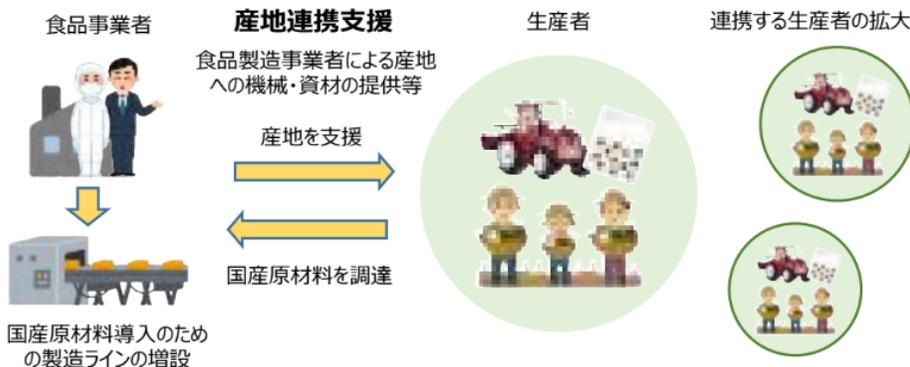
産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組**を支援します。

産地連携計画には、以下の取組を記載

- (1) 国産原材料の利用拡大（10%以上の取扱量の増加）
- (2) 連携する生産者の拡大
- (3) モデル事例として産地連携フォーラム等の活動への参画

<事業イメージ>

産地と連携した原材料調達計画を策定した食品製造事業者に対する支援



地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

70百万円

地方公共団体等の支援機関が設置した地域コンソーシアムにおける、地域の食品産業と農林漁業者等関係者の**連携・協調の促進のための研修会やマッチング、国産・地域原材料を用いた商品開発**、地域の課題解決に活用可能な**新技術の研究・開発**等を支援します。

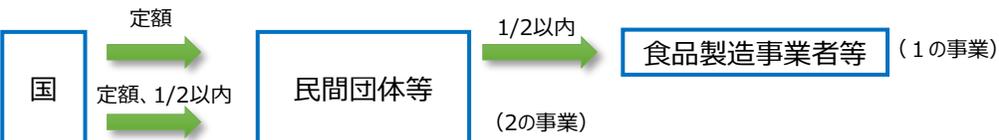
食料システム法（第11・12条）における「連携支援計画」に基づく事業活動等

地域連携推進支援コンソーシアム 付加価値向上に向けた地域の食品企業と農林漁業者等の連携・協調



持続的な食料システムの確立

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6738-6166)

(2の事業) 企画グループ (03-6744-2063)

<対策のポイント>

食品産業の省力化投資を促進するため、食品製造業の省力化モデルとなる新技術の導入を支援するとともに、食品事業者が協調して実施する共同プロジェクトを支援します。また、中小事業者が多い飲食業において、労働生産性向上に向けた伴走支援や「労働生産性モデル」の形成・横展開を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 食品製造業の労働生産性向上（24% [令和11年度まで]）
- 飲食業の労働生産性向上（35% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 省力化技術導入支援事業

140百万円

業界内の省力化をモデルとして牽引していくことが見込まれる食品製造事業者に対して、省力化に必要不可欠な新技術（AI、ロボット等を活用した機械設備）の導入等を支援します。

1. 省力化技術導入支援事業

対象

業界の省力化をモデルとして牽引する食品製造事業者



「省力化実行計画」を策定

- 省力化投資の定量的目標
- 人材育成
- 外部支援機関との連携
- 業界内の横展開等の事項を記載

計画に基づき、最新技術（AI、ロボット等）を導入し省力化

2. 業種横断型プロジェクト実証支援事業

対象

複数の企業間で連携した体制を構築している食品事業者等



業界共通の特定テーマについて、業種横断的な課題解決プロジェクトを実施

→ モデル事例として食品業界全体へ成果を横展開

2. 業種横断型プロジェクト実証支援事業

90百万円

複数の企業間で連携した体制を構築している食品事業者等に対して、業界共通の技術的な課題となっている特定テーマ（生産設備データの標準化等）についての業種横断的なプロジェクトを実施する際に、当該プロジェクトの実証に必要な経費を支援します。

3. 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業

対象

他の事業者のモデルとなり得る飲食事業者



専門家による伴走支援

飲食事業者向けサービス

(例) ※機器等導入はリースに限る。

モバイルオーダー・セルフレジ

飲食事業者

調理ロボット

在庫・販売管理システム

「労働生産性モデル」を形成

- 労働生産性向上に向けた取組
- 賃金アップや労働環境の改善
- 社会的責任（環境対応・障害者支援等）の遂行等の業態・規模別モデルの形成

→ モデルを飲食業界全体へ横展開

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1、2の事業)大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2089)
 (3の事業) 外食・食文化課 (03-6744-2053)

DX

物流関係補助金

国土交通省
近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課

物流関係補助金について

国土交通省 近畿運輸局
交通政策部環境・物流課
令和8年2月

- **モーダルシフト等推進事業**
- **物流脱炭素化促進事業（流通業務の脱炭素化促進事業）**
- **物流標準化・データ連携促進事業**
- **中小物流事業者の労働生産性向上事業**

事業目的

- **物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、**物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等を推進**。

事業内容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「**総合効率化計画**」の**策定経費**（協議会の開催等）や、②「**認定総合効率化計画**」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
 - 物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催 計画策定経費補助
 - 関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
 - 協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始 運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額 500万円	省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率：1/2以内)
	計画策定経費補助 上限200万円 (補助率：定額)
上限総額 1,000万円	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率：2/3以内)
	運行経費補助 上限500万円 (補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

<省人化・自動化機器の導入例>

- 荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

昨年度事業との主な変更点

- ・貨客混載をはじめとするラストワンマイル配送効率化の取組について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加

その他、補助金に関して

物流脱炭素化促進事業（流通業務の脱炭素化促進事業）

地域の集配拠点や倉庫、トラックターミナル等の物流施設等において、物流の脱炭素化に向けて次世代エネルギーである水素や再生可能エネルギー等を活用した先進的な取組を行う際の充填・充電設備等の導入を支援。

物流標準化・データ連携促進事業

荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

中小物流事業者の労働生産性向上事業

令和6年2月の関係閣僚会議において、物流の適正化・生産性向上をさらに進めるため策定された「2030年度に向けた政府の中長期計画」に基づき、荷役作業の機械化・自動化を進める機器や車両の動態管理や原価管理を行うシステムの導入、大型免許等の取得などの取組への支援を実施。

詳細は首相官邸HP掲載の「**中堅企業成長促進パッケージ2025**」をご覧ください。

首相官邸

中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議 URL
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/index.html

設備投資

地域公共交通確保維持 改善事業

国土交通省
近畿運輸局交通政策部交通企画課



地域公共交通確保維持改善事業

令和8年2月

近畿運輸局交通政策部交通企画課



「交通空白」 解消本部

(R6年7月17日設置)



解消本部と官民連携プラットフォームを両輪として、「交通空白」の解消に向けた取り組みを強力に推進

「交通空白」解消・ 官民連携 プラットフォーム

(R6年11月25日発足)



地方運輸局・運輸支局による 自治体、交通事業者への伴走支援

603 の首長への訪問

26 の都道府県との連携

1318 の交通事業者への働きかけ



首長への訪問
(鳥取県米子市)



都道府県との連携
(奈良県主催の勉強会)



交通事業者への働きかけ
(山口県タクシー協会)

お困りごとを抱える自治体、交通事業者と、 幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制

★プラットフォーム会員 (R7.7.31時点) 計1235者

①802市町村・47都道府県、②交通関係107団体

③70団体、④パートナー企業209

→ 今後も随時募集



R6/11/25 第1回会合
(約500名が参加)

第3回「交通空白」解消本部時点で、「空白等」(※)とされていた622市町村が24市町村まで減少する等
全国の自治体に、公共ライドシェア・日本版ライドシェア、乗合タクシー等
「交通空白」解消のツールが着実に浸透

※令和6年5月調査時点で公共・日本版RS未着手の自治体 (一部調査未回答含む)

これまでの取組は、公共RS・日本版RS等に全く未着手の自治体にツールを導入する段階にあり、全国の「交通空白」ひとつひとつの解消は緒に就いたばかり

集中対策期間(令和7~9年度)の対応

「交通空白」解消に向けた取組方針2025のもと、

- リストアップされた**個々の「交通空白」(地区単位※)**について、解消に向けた道筋を定める
- 「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進する

※○○市 ●●地区、▲▲地区

「交通空白」解消・官民連携プラットフォームR6.11.25発足(R7.11.30時点:1,342会員)

概要

▶ 目的

「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」解消に向けて、「地域の足」・「観光の足」を確保するため、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進する。

▶ プラットフォーム会員

- 「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体や交通事業者
- 「交通空白」の解消に貢献する高い意欲を持つパートナー企業または団体※ 等

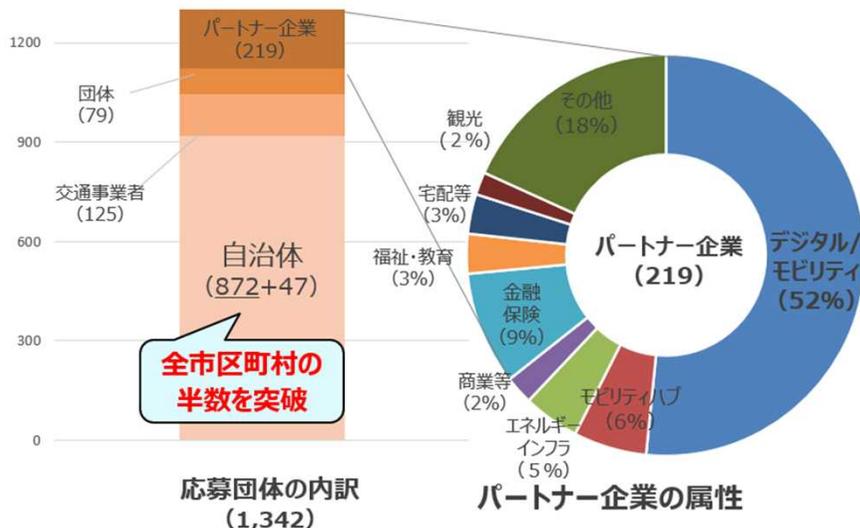
※インバウンド、若者、女性、障がいをお持ちの方等の視点からの取組にも留意

▶ 主な取組



体制 (R7.11.30)

- 第1回会合 (R6.11.25) 後、プラットフォームの会員公募を開始。
- これまで、「交通空白」解消に向けたソリューションを話していただくピッチ・イベントの開催及び会員企業等が主催するイベントにプラットフォームとして協力・参加するスピノフ・イベントの募集・開催。
- R7.11.30時点での参加団体は合計**1,342**に増加。R6.11の発足時167から大きく体制が充実。
- 今後も会員は随時募集。



パイロット・プロジェクト概要

01 働き手不足に負けない「強い」事業基盤の構築

- ・広域連携・連合による共同運営
- ・シュタットベルケ (公益企業化)
- ・業務の共通化・遠隔化による省力化
- ・プロフェッショナル人材の派遣・活用 など

02 若者や女性に選ばれる「楽しい」地域交通

- ・部活動の地域展開等に向けた移動手段の確保
- ・官民地域共創のコミュニティづくり
- ・子育て世代が担う共助版RS
- ・大学生によるモビリティデザインなど

5 Categories

03 ナショナル・リソースを活用した共創 (連携・協働) の推進

- ・駅員・配達員のRS参画
- ・公共RS・日本版RSと貨物輸送のドライバーシェア
- ・バス・鉄道事業者による日本版RSへの参画
- ・商業施設輸送と地域交通のリソースシェア など

04 観光二次交通や情報発信の充実

- ・地方部での魅力的な二次交通サービスの造成
- ・わかりやすい情報提供
- ・ルート・経路検索、多言語観光情報サイトへの掲載 など

05 喫緊の特定課題への対応

- ・富裕層向けの新たな交通手段
- ・夜のまち・イベント需要・複数モード共通乗車券 など

- 人口減少・働き手不足の下において、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤である地域交通を守るため、**従来の発想を超える地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出**することとし、2030年頃を見据え、**全国展開・実装が期待される新しい仕組み (運営、技術・サービス、システム、人材等) の構築**に取り組む。
- これまで**計30件の実証事業を公表・展開**してきたところ、今後も各事業の課題や成果を広く共有しながら、リーディングモデルを全国的に横展開していく。

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

令和7年度補正予算額(令和7年11月28日閣議決定)

- ・地域公共交通確保維持改善事業等:352億円
- ・社会資本整備総合交付金(地域交通関係):27億円
- ・鉄道施設総合安全対策事業費:50億円の内数
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業:78億円の内数

『総合経済対策の策定について(内閣総理大臣指示)』(令和7年10月21日) <抜粋>
 三 経済対策の柱は、第一に、生活の安全保障・物価高への対応です。

② 地方の伸び代を活かし、地方の暮らしの安定を図ります。・・・**地域交通**、小売りをはじめとする地域の基幹産業の活性化を図ります。

『「強い経済」を実現する総合経済対策』(令和7年11月21日閣議決定) <抜粋>

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化(地域交通の維持・物流体制維持への支援)

地方の生活と産業を支える地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。

『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025』に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。具体的には、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入、事業主体間の共同化・協業化も通じた地域の輸送資源の最大活用やシステム標準化等の地域交通DXを総合的に推進する。また、自動運転の早期の社会実装・事業化及び運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築等に向けた取組を推進する。

施策の内容

● 集中対策期間における「交通空白」解消

- ・デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保
- ・複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化
- ・複数分野の輸送資源のフル活用の推進
- ・自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
- ・デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進



複数事業者による
共同化



公共ライドシェア



● 地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

● 自動運転の事業化に向けた重点支援



自動運転バス

● 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上

● 訪日外国人旅行者受入環境整備

(観光地の二次交通の確保・充実、多言語対応、キャッシュレス決済の普及 等)

● ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

● 地域公共交通再構築事業(社会資本整備総合交付金)

EV車両・自動運転車両などの先進車両導入支援



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

● 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保

(離島航路、離島航空路の運行費等に対する支援
バリアフリー対応車両等)

等

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

(令和7年度補正・令和8年度予算)

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針 2025」に基づき、集中対策期間における全国約 2,500 の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等
 令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円

- ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
 : 令和7年度補正 27億円、令和8年度 4,597億円の内数
- ・鉄道施設総合安全対策事業費
 : 令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備
 : 令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
 (運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)



複数事業者による共同化

- 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進
 (複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)

- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
 (地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)

- デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し
 (調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

- 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上
 (システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
 (地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)

ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

12月16日に成立した令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備**等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1. 「交通空白」解消タイプ



- **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から実証運行までトータルで支援**
- 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2 / 3（上限1億円）**
※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

2. 共同化・協業化促進タイプ

- **複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から実証運行までトータルで支援**

- 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2 / 3（上限1億2,000万円）**



3. 地域交通DX推進タイプ



- 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や**国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1 / 2～2 / 3（上限1億円）**
※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

4. モビリティ人材・組織育成タイプ

- 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない**持続可能な地域交通を実現するための体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**団体や人材の育成**等を支援

- 補助率：**定額（上限3,000万円）**



1. 地域公共交通出資等業務（H27創設）

○軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業に基づくLRT整備やBRT整備等に必要な出資が可能

2. 交通DX・GX出融資業務（R5創設）

○道路運送高度化事業又は地域公共交通利便増進事業に基づくバス・タクシー、鉄道に係るDX・GX投資に必要な出資又は貸付けが可能

R7年度は財政投融资135億円の枠を確保

（参考）都市鉄道融資業務（R2創設）※鉄道局所管

○地域公共交通利便増進事業に基づく都市鉄道の整備に必要な貸付けが可能

- 交通事業者は、従来からの厳しい経営環境に加え、**コロナ禍による需要減、燃料費の高騰・不安定化等**によって危機に瀕しており、加えて、**カーボンニュートラル（CN）への対応等**の厳しい課題に直面している。
- こうした状況を打開するためには、**DXやGXを通じたサービスの効率化・高度化による利便性の向上と、事業者の生産性の向上による経営力の強化**が不可欠であるが、それらの投資は**長期、多額、大規模**にもなり得、民間金融のみでは資金を賄うことが困難。
- このため、**財政投融资を活用**し、投資の促進を図る（（独）鉄道・運輸機構を通じた金融支援の実施）。

主な支援要件

【対象事業者】

- ・認定を受けた道路運送高度化実施計画等に基づく事業を行う交通事業者等（バス・タクシー・鉄道事業者や、エネルギー・IT・リース会社等の共創事業者を含む）

【貸付条件】

- ・償還確実性が認められること
- ・融資の額が総事業費の50%を超えないこと

交通DXの支援対象（例）

効率的なルート決定が可能となる**AIオンデマンド交通**の導入や、**路線バスや鉄道への非接触型クレジットカード決済手法・QRコード決済手法**の大規模導入と定期券購入のオンライン化

AIオンデマンド交通
(スマホや電話で乗車予約→AIによるルート決定)



交通GXの支援対象（例）

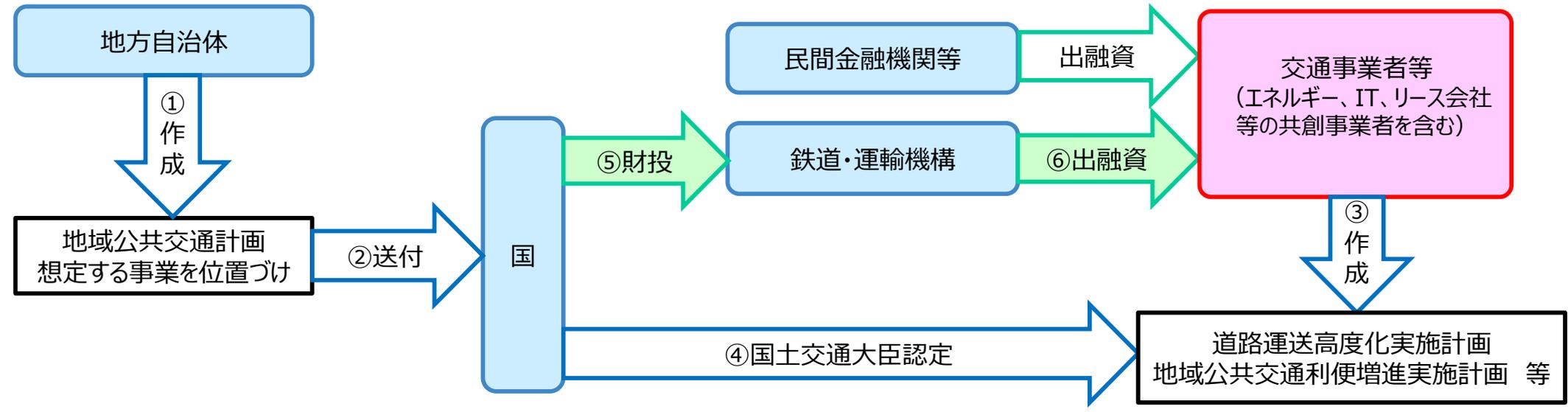
EV車両の大規模導入と、その運用を可能にするための運行管理システムに充電管理を一体的に実施する機能を加えた**エネルギー管理システム**の構築



【制度の概要】

○ 地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利便性の向上を図る事業を認定し、認定された事業の実施に必要な資金を鉄道・運輸機構を通じて支援する。

○地域交通法に基づく財投支援スキーム



支援対象となる事業

バス、タクシー、鉄道等のDX・GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業

- ・交通DX：汎用型キャッシュレス決済への刷新
- ・交通GX：EV車両、エネルギーマネジメントシステムの導入

等



設備投資

中堅・中小・スタートアップ
企業の賃上げに向けた省力化等
の大規模成長投資補助金

経済産業省 近畿経済産業局
地域経済部 地域未来投資促進室

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足下の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目

内容

1 補助上限額	<u>50億円</u> （補助率 <u>1/3以下</u> ）
2 補助事業期間	原則として、 <u>交付決定日から最長で2028年12月末まで</u>
3 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ※みなし大企業は補助対象外
4 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上</u> （ <u>専門家経費・外注費を除く補助対象経費分</u> ） ※100億宣言企業は <u>投資額15億円以上</u> ② <u>賃上げ要件</u> （補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）
5 補助対象経費	<u>建物費</u> （ <u>拠点新設・増築等</u> ※）、 <u>機械装置費</u> （ <u>器具・備品費含む</u> ）、 <u>ソフトウェア費</u> 、 <u>外注費</u> 、 <u>専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む
6 審査方法	一次審査（ <u>書類</u> ）、二次審査（ <u>外部有識者へのプレゼンテーション</u> ） 【審査項目】① <u>経営力</u> ② <u>先進性・成長性</u> ③ <u>地域への波及効果</u> ④ <u>大規模投資・費用対効果</u> ⑤ <u>実現可能性</u>
7 スケジュール	<u>公募期間：2026年春</u>

想定する採択事例のイメージ

- 不透明な投資環境の中で、地域に波及効果を生み、また、よりリスクを取って大規模な投資を行う取組を後押しするべく、以下のような事例を想定して、採択上の優遇措置等により、政策的な観点から重点化を行うことを検討中です。
- 詳細については、公募開始時にお知らせします。

(事例のイメージ)

- 社会課題の解決と新市場の創出に資する革新的な製品・サービスを開発し、グローバルに事業展開するスタートアップが、製品等の量産に向けた大規模な投資を行う場合
- 地域の産業クラスターの形成につながるよう、地域の産業集積形成に資する大規模な投資を行う場合
- 産業用地が不足している現状を踏まえ、土壌汚染対策を行いながら、既存の工場跡地を活用する形で大規模な投資を行う場合
- 従業員のウェルビーイングや地域活性化の観点等も踏まえ、本社機能の地方移転を伴う大規模な投資を行う場合
- 事業者が大規模投資を行う際に、取引金融機関が事業の成長性やリスクを織り込んだ融資判断を行ったり、一般的な融資に留まらない手法（エクイティやメザニンの活用等）を事業者側に提案したりするなど、主体的に投資計画にコミットしている場合
- 現在中小企業である者が、投資の拡大・事業のスケールアップ等を通じて、本補助事業完了後3年以内に「中堅企業」になることを対外的に宣言する場合

(参考) 4次公募における各種指標の中央値 (採択者、申請者全体)

	採択者 (n=102)	申請者全体 (n=210)
①経営力		
1 全社年平均売上高成長率*1	17%/年	14%/年
2 全社売上高増加額*1	+61.3億円	+38.5億円
3 全社賃上げ予定率*2	2.4%	2.5%
4 全社売上高に対する補助事業売上高の割合*3	100%	99%
②先進性・成長性		
5 補助事業年平均売上高成長率*1	26%/年	22%/年
6 補助事業売上高増加額*1	+53.5億円	+31.3億円
7 補助事業年平均労働生産性の伸び*1	30%/年	25%/年
8 補助事業付加価値増加額*1	+21.1億円	+12.9億円
③地域への波及効果		
9 年平均従業員目標賃上げ率*4	6.5%/年	6.5%/年
10 従業員給与支給総額の増加額*4	+2.9億円	+2.0億円
11 年平均役員目標賃上げ率*4,5	6.0%/年	5.5%/年
12 役員給与支給総額の増加額*4,5	+0.10億円	+0.07億円
④大規模投資・費用対効果		
13 全社売上高に対する投資額割合*6	47%	48%
14 補助金額に対する付加価値増加額割合*4	209%	169%
⑤実現可能性		
15 ローカルベンチマークの得点	22点	22点

※ 各数値は対象企業の中央値（各指標を降順に並べた時の、ちょうど中央の値）を使用している。

*1 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の前年と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*2 最新決算期と基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の数値を比較した率

*3 事業化報告3年目における水準

*4 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*5 役員目標賃上げ率を設定している事業者のみの平均値

*6 最新決算期の全社売上高に対する補助事業投資額の割合

設備投資

中小企業成長加速化補助金

經濟産業省 近畿經濟産業局
地域經濟部 地域未来投資促進室

中小企業成長加速化補助金 2次公募

概要資料

令和7年12月26日

中小企業成長加速化補助金事務局

※ 詳細は100億企業成長ポータル (<https://growth-100-oku.smrj.go.jp>) に掲載している公募要領をご覧ください。

1. 事業概要（2次公募）

- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

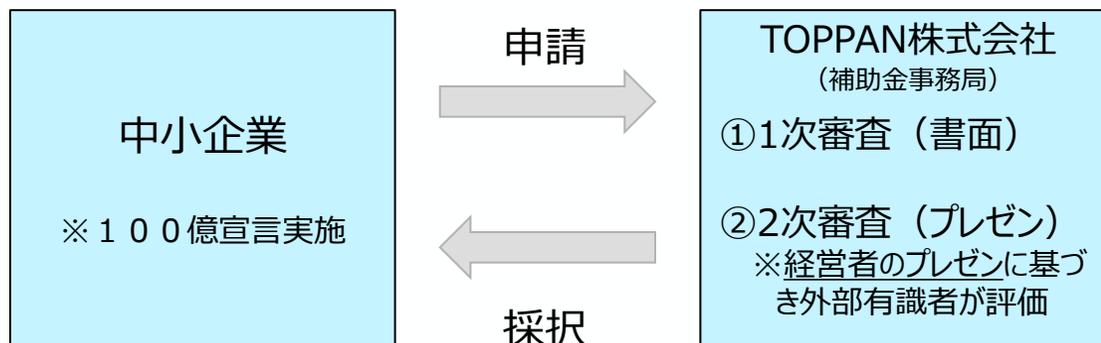
【概略】

※1次公募 採択倍率：約6.0倍

項目	内容
1 上限額	5億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等



【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

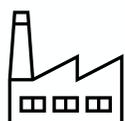
波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

2. 要件：100億宣言

- 2次公募からは本補助金申請時に100億宣言がポータルサイトに公表されていることが必要となります。100億宣言の公表に係る手続には、通常2、3週間を要しますので、補助金申請を検討される場合は、お早めに100億宣言を進めて頂きますようお願い申し上げます。

100億宣言 株式会社 百億電機（製造業） 例



百億電機



主力商品 家電製造

○本社所在地：大阪府大阪市XX区
○事業概要：大手家電メーカーのOEM製造およびスマート家電の自社製品の製造・販売
○常時使用する従業員：54名
(2025年3月時点)
○現在の売上高：60億円
(2025年3月期)
○法人番号：111111111111
○Web：https://○○

企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ



代表取締役社長
百億 製造

豊かなカーボンニュートラル社会の実現

百億電機は家電を通じ、ヒトの意図を察して家電が便利に連携する豊かな暮らしを実現し、出力やOn/Offをコントロールすることで社会全体が無理なくカーボンニュートラルに向かう世界を目指します。工場の環境整備や従業員の待遇改善に投資していくことで、仲間である社員を大事にしながらビジョンを達成したいと考えています。

売上高100億円実現の目標と課題

実現目標

2030年の売上高達成に向け、OEM製造の堅実な成長とともに、自社製品販売で年率20%程度の成長を目指す。



年	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
自社製品販売	10	12	15	18	22	27	33	40	48	57	67
その他	50	53	55	58	61	64	67	70	74	78	83
合計	60	65	70	76	83	91	100	110	122	135	150

課題

- ・デザイン性の高い自社企画製品の設計・生産
- ・スマートホーム標準規格への準拠や連携機能の強化に向けたシステム開発力の強化
- ・海外、特に韓国/台湾エリアの市場開拓

売上高100億円実現に向けた具体的措置

目指す成長手段

- ・企画におけるUXデザインやサービスデザイン手法の導入
- ・設備投資による自社企画製品の製造ライン拡大
- ・スマートホーム関連開発の内製化
- ・韓国/台湾への展示会出展や卸との協業による販売先開拓

実施体制

- ・社長直轄でのUX部署、ソフトウェア部署の立ち上げと、部長級人材を新規に雇用(26年内目標)
- ・東南アジア向け越境EC企業やジェグテックを活用した海外販売パートナーシップの拡大
- ・深圳への新たなR&Dや製造体制の立ち上げ

3. 要件：賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「従業員（非常勤含む。以下同じ。）1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）（以下、「基準率」という。）以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。
 ※当該「従業員の1人当たり給与支給総額」の基準を満たした上で、「給与支給総額」か「従業員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。申請後の変更は出来ません。

計算式

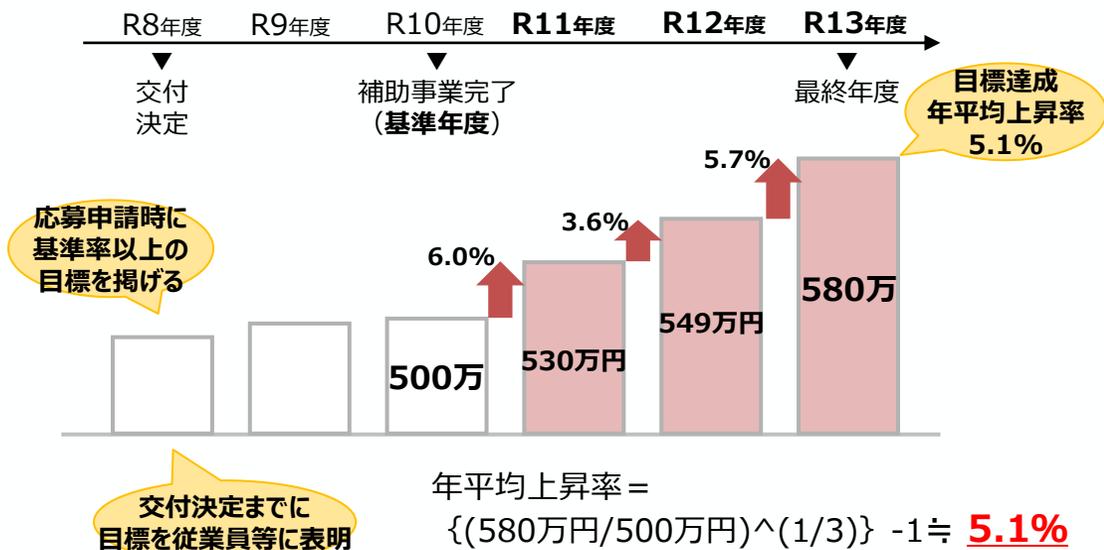
$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A：最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
 B：基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
 C：1/3

事例

1人当たり給与支給総額を選んだ場合

目標とする年平均上昇率5.1% > 全国の基準率（4.5%）



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
 ※「給与支給総額」を目標に掲げた場合、基準年度の「給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「給与支給総額」を下回っている場合も同様
- ③ 応募申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）
- ④ 「給与支給総額」を目標として掲げた場合に、基準年度と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合（未達成率に応じて返還）
 ※「給与支給総額」の目標も達成できなかった場合、未達成率の大きな指標に応じて返還
 ※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
 ※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

(参考) 賃上げ目標として給与支給総額を選択した場合

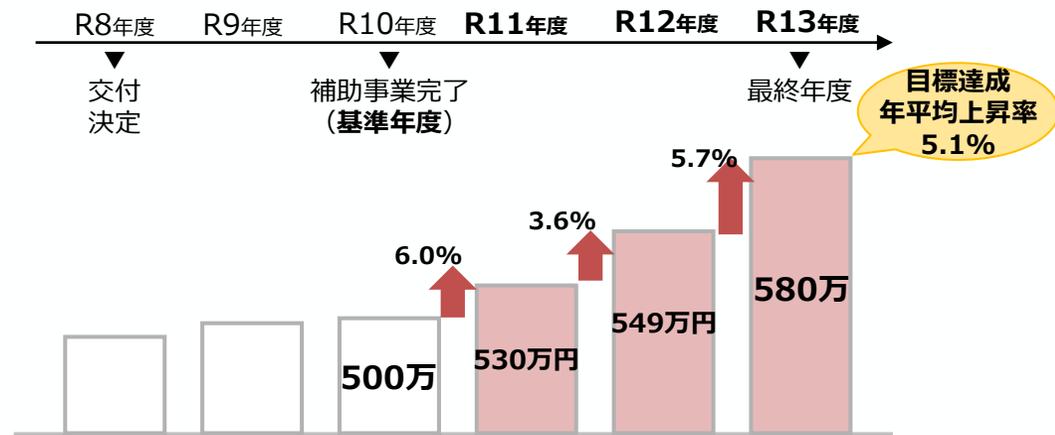
- 賃上げ目標として「給与支給総額」を選択した場合、
 - ①基準年度と比較した、最終年度における「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が基準率（4.5%）以上であること、
 - ②基準年度と比較した、最終年度における「給与支給総額」の年平均上昇率が応募申請時の目標以上であることの両方の達成が必要です。
- 賃上げ目標として「給与支給総額」を選択した場合でも、基準年度と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合は未達成率に応じて補助金返還となります。「給与支給総額」の目標も達成できなかった場合は、未達成率の大きな指標に応じて補助金返還となります。

事例

賃上げ目標として給与支給総額を選択した場合

①「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が基準率以上

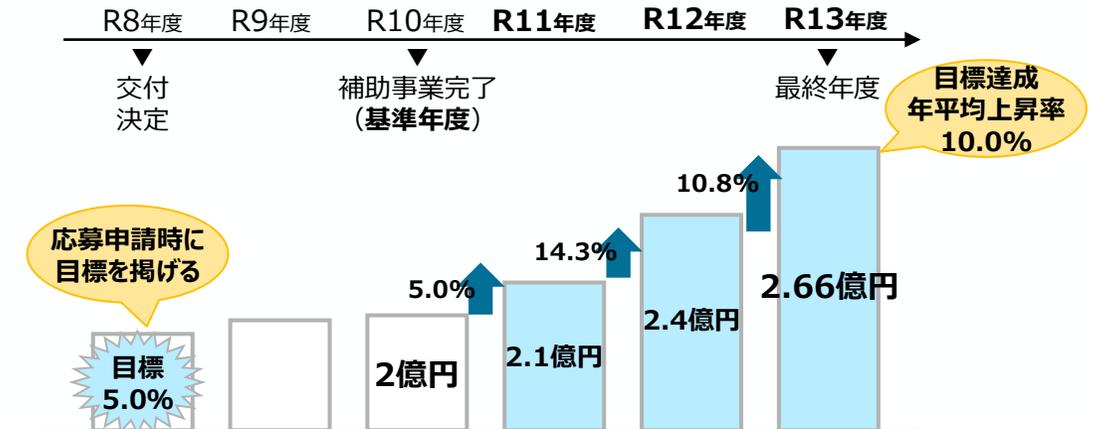
基準年度と比較した、最終年度における従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が**5.1%** > 基準率 **(4.5%)**



年平均上昇率 = $\{(580万円/500万円)^{(1/3)}\} - 1 \approx \mathbf{5.1\%} > \text{基準率} 4.5\%$

②「給与支給総額」の年平均上昇率が応募申請時の目標以上

基準年度と比較した、最終年度における給与支給総額の年平均上昇率が**10.0%** > 応募申請時の目標**5.0%** (例)



年平均上昇率 = $\{(2.66億円/2億円)^{(1/3)}\} - 1 \approx \mathbf{10.0\%} > \text{目標} 5.0\%$

4. 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外 ・販売を目的としたソフトウェア構築は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「事業計画の作成に要する経費」は対象外

※詳細は公募要領をご参照ください。

5. 審査基準

経営力

- ①将来の売上高100億円（あるいは更なる成長）に向けた中長期的なビジョンや計画を有しているか。その上で、補助事業期間を含む今後5年程度について、経営者の明確なシナリオとともに事業戦略が論理的に構築され、その中で当該補助事業が効果的に組み込まれているか。事業戦略は、自社の成長余力、変化余力を最大限伸ばし、従前よりも一段上となる成長を目指した企業の行動変容が示されたものとなっているか。
 - ✓ 高い売上高成長率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、それを実現できる事業戦略（当該補助事業を含む）となっているか。
 - ✓ 高い付加価値増加率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、当該補助事業や省力化等の取組により労働生産性の抜本的な向上が図られるなど、当該付加価値増加率を達成できる計画となっているか。
 - ✓ 企業の収益規模に応じたリスクをとった投資となっているか（売上高における設備投資額（当該補助事業を含む）の比率が高い水準であるか）。
- ②投資により創出された利益を賃金として従業員へ還元する賃上げの計画が具体的かつ妥当であり、持続的なものとなっているか。
- ③市場や顧客動向を始めとした外部環境、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）等にかかる強み・弱みの内部環境を分析した上で、当面の事業戦略が論理的に構築され、補助事業が効果的に組み込まれているか。
 - ✓ 本補助事業により提供される商品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無の検証などがなされているか（先行投資の取組、事業化可能性調査、テストマーケティング等）。
 - ✓ 競合他社の製品・サービスを分析した上で、自社の優位性や特性が確保できる差別化された計画となっているか。
- ④適切な成果目標等が示され、その達成に向けて効率的に管理する体制が構築されているか。
- ⑤コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造などに資する事業であるか。例えば、川上の調達先・川下の販売先をはじめサプライチェーンを通じた波及効果がある事業か、ものづくりの高度化やイノベーションの創出など産業競争力を強化し新たな価値創造に資する事業であるか、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか等。
- ⑦下請取引先等に対する適切な取引姿勢、自然災害や感染症、サプライチェーン寸断等に対するレジリエンス、知的財産の保護や重要技術の流出防止など経済安全保障の確保、女性活躍や仕事と子育ての両立などに配慮した職場環境整備など、地域のモデル企業としての取組を進めているか。
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画、えるぼし認定、くるみん認定等を取得している場合は審査の参考とさせていただきます（取得は必須ではありません）。

実現可能性

- ⑧計画を実施可能な経営体制が構築されており、早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。
- ⑨補助事業を適切に遂行できる財務状況が十分に確保されているか（ローカルベンチマークによるスコアリング）。
- ⑩金融機関のコミットメントが得られているか（確認書を発行した金融機関が適切に与信管理を行い財務基盤の改善・強化を進めるとともに、将来性・事業性を適切に評価し、成長資金の供給や増加運転資金に対応していく姿勢があるか等）。

前回1次公募における各種指標

採択倍率：約6.0倍

			採択者 (n=211)	申請全体 (n=1270)
売上高成長率				
	① 全社売上成長率（年平均上昇率）*3	平均値 中央値	26.4%/年 23.7%/年	17.8%/年 15.7%/年
付加価値増加率				
	② 全社付加価値増加率（年平均上昇率）*3	平均値 中央値	27.5%/年 25.7%/年	18.4%/年 15.3%/年
売上高投資比率				
	③ 売上高投資比率（最新決算期における比率）*4	平均値 中央値	53.5% 44.0%	32.7% 23.9%
給与増加率*1,2				
	④ 従業員及び役員の1人当たり給与支給総額の増加率（年平均上昇率）*3	平均値 中央値	5.9%/年 5.6%/年	4.8%/年 5.0%/年
	⑤ 給与支給総額の増加率（年平均上昇率）*3	平均値 中央値	17.0%/年 9.8%/年	9.3%/年 6.0%/年
財務健全性*5				
	⑥ ローカルベンチマークの得点	平均値 中央値	21.6点 21.7点	20.8点 21.0点
その他（参考数値）				
	⑦ 最新決算期の売上高	平均値 中央値	29.5億円 21.9億円	40.7億円 34.8億円
	⑧ 補助事業全体に要する経費（税抜）	平均値 中央値	12.6億円 11.0億円	9.7億円 8.8億円

*1 申請者が目標として選択した基準（給与支給総額または従業員及び役員の1人当たり給与支給総額）に基づき集計

*2 給与増加率は、共同申請の場合の構成事業者別に事業者単位で集計（事業者数の合計は採択者258者、申請全体1538者）※リース会社を除く

*3 基準年度（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目となる年度の数値を比較した率

*4 最新決算期の全社売上高に対する、補助事業全体に要する経費の割合

*5 採択者における「金融機関による確認書」の提出率は96.2%（203件/211件）

前回の採択事業者の情報は以下のURLをご参照ください。

[1st_list.pdf](#)

6. 今後の主なスケジュールについて

1月下旬	公募説明会（動画配信） <small>※全国各地で開催予定の経営者ネットワークの場でも加速化補助金の説明や参考情報を提供させていただきます。詳しくは100億企業成長ポータルをご確認ください。</small>
2月24日（火）	2次公募 申請受付開始
3月26日（木）	2次公募 締切
5月下旬	1次審査結果の公表

※ 資料提出後、公募締切前に資料を再提出したい場合は、**必ず公募締め切りの2営業日前の17時までに、事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続きにより再提出してください。**
(事前に事務局への連絡が無い場合は、最初に提出された書類をもって審査いたします。)

6月22日（月） ～7月10日（金）	プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
7月下旬以降	採択結果の公表（以降順次、交付決定）

2次公募が終了次第、夏頃を目途に3次公募を実施予定。

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局にて対応させていただきます。

【事務局連絡先】

- ・電話番号 : 0570-07-4153（IP電話等からのお問い合わせ：03-4446-4307）
営業時間 平日10:00-17:00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
- ・質問受付フォーム : <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報は100億企業成長ポータルをご確認ください。

7. (参考) 中堅等大規模成長投資補助金 (100億宣言枠) について

中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続
(新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保)

※当該中堅等大規模成長投資補助金は、中小企業成長加速化補助金とは別事業であり、準備が整い次第、当該補助金事務局よりご案内します。

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金	
		(100億宣言企業)	
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等)	
補助率	1 / 2	1 / 3	
補助上限額	5億円	50億円	
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで	
補助事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ①「100億宣言」を行っていること ②投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ①「100億宣言」を行っていること ②投資額15億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ①投資額20億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(調整中)
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費		

M&A

事業承継・M&A支援事業 (事業承継・M&A補助金)

経済産業省 近畿経済産業局
地域経済部 地域未来投資促進室

事業承継・M&A補助金

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**事業承継に際しての設備投資や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援**

事業承継 促進枠

- **5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します**

専門家 活用枠

- **M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します**
- **小規模事業者向けの類型を新設します**

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI 推進枠

- **M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します**

廃業・再 チャレンジ枠

- **事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費・土壌汚染調査費等）を補助します**

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用できます

支援枠の概要

※公募回によって申請枠が変動

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800~1,000万円 ※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型：600~800万円 ※ 1、 2,000万円 ※ 2 売り手支援類型：600~800万円 ※ 1、 小規模売り手支援類型：450万円 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型：150万円 事業統合投資類型：800~1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	300万円 ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2、2/3 ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者該当する場合：2/3	買い手支援類型：1/3・1/2、2/3 ※ 1 売り手支援類型：1/2、2/3 ※ 2 小規模売り手支援類型：2/3 ※1:100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等) のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2、2/3 ※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者該当する場合：2/3	1/2、2/3 ※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費等

配付資料 (内閣府、外務省) の紹介

経済産業省 近畿経済産業局
地域経済部 地域未来投資促進室

人材確保

- 地方創生移住支援事業
- 総合戦略に基づく重点施策広報事業
- 地方拠点強化税制
- プロフェッショナル人材事業
- 先導的人材マッチング事業

内閣府 地方創生推進室

地方創生移住支援事業

地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を支援。



<資金の流れ>

国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住し、地域の担い手等として、
 - ①地域の中小企業^{※3}や農林水産業等への就業
 - ②地域課題の解決を目的とした起業^{※4}
 - ③テレワークにより移住前の業務を継続^{※5}等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域^{※2}を除く）

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

地方創生移住支援事業の拡充

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋・一部省略】（令和5年12月22日閣議決定）

地方就職学生支援事業

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6新設】
 - ②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能
②地方に移住する際に要した移転費
※就職して（企業に加え、農林水産業、家業等を含む）1年以内に申請
※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること
※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,318市町村（R7.4）
（奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<活用のポイント>

- ✓ 交通費と移転費の両方、またはいずれか片方でも申請が可能。
- ✓ 企業に加え、農林水産業等の家業に就職・就業する場合も申請が可能。

(参考) 地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体：全都道府県が実施(R6.6)

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

- ※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
- ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

■ 総合戦略に基づく重点施策広報事業

総合戦略に基づく重点施策広報事業

- 令和2年1月に実施した調査で、東京圏に住む20代の39.9%、30代の35.7%が地方移住に関心はあるが、移住への行動に移せておらず、実際に移住に対する検討を行っている方は全体の1割程度ということが判明。令和2年10月にウェブサイト「いいかも地方暮らし」を開設。

移住応援サイト いいかも地方暮らし



はじめての
移住応援サイト

いいかも地方暮らし



仕事はどうやって探したらいい？

自治体が用意している東京のUターン転職の相談窓口や人材バンクシステムを利用しましょう。「ハローワーク・インターネットサービス」は市町村まで対応しているので、地域を絞り込んでいる人には便利です。「全国新規就業相談センター」のWEBサイトでは、農業法人の求人情報のほか、農業を始めるための情報が手に入ります。

地方就職関連情報サイト「LO活」

農業を始めたい方向けの情報サイト「農業をはじめよう」(全国新規就業相談センター)

「緑の雇用-RINGYOU.NET」～未経験からOK～林業のしごと探し

水産業・漁業に関する情報サイト「漁師.jp」

予算額 令和8年度予算案 0.2億円

事業内容

地方移住の推進、関係人口の創出・拡大を図り、過度な東京圏への一極集中を是正するため、**20代前半の若者や女性**をはじめとした**東京圏居住者**に向けて、地方暮らしへの興味・関心を高める効果的な情報発信を行うとともに、人口減少・東京一極集中等に関する認識を国民に広く共有するなど、地方創生に係る広報事業を実施する。

成果目標

ウェブ広告等により、ウェブサイトへの閲覧者の誘引を行う。また、移住に関するコンテンツを配信し、移住に向けた具体的な検討行動を促す。

地方拠点強化税制

地方拠点強化税制の概要（現行制度）

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。

特定業務児童福祉施設

保育所、学童等



令和6年度より対象化（オフィス減税のみ）

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの
特定業務施設の
移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方拠点の整備

地方における
特定業務施設の
拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

雇用促進税制：
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%**（移転型） / **4%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型） / **15%**（拡充型）

税額控除 **最大90万円**（移転型） / **最大30万円**（拡充型）
（1人当たり）（3年間で**最大170万円**）

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定実績（令和7年12月末現在※）

※ 令和8年1月15日までに都道府県から情報提供を受けたもの

認定件数・雇用創出数

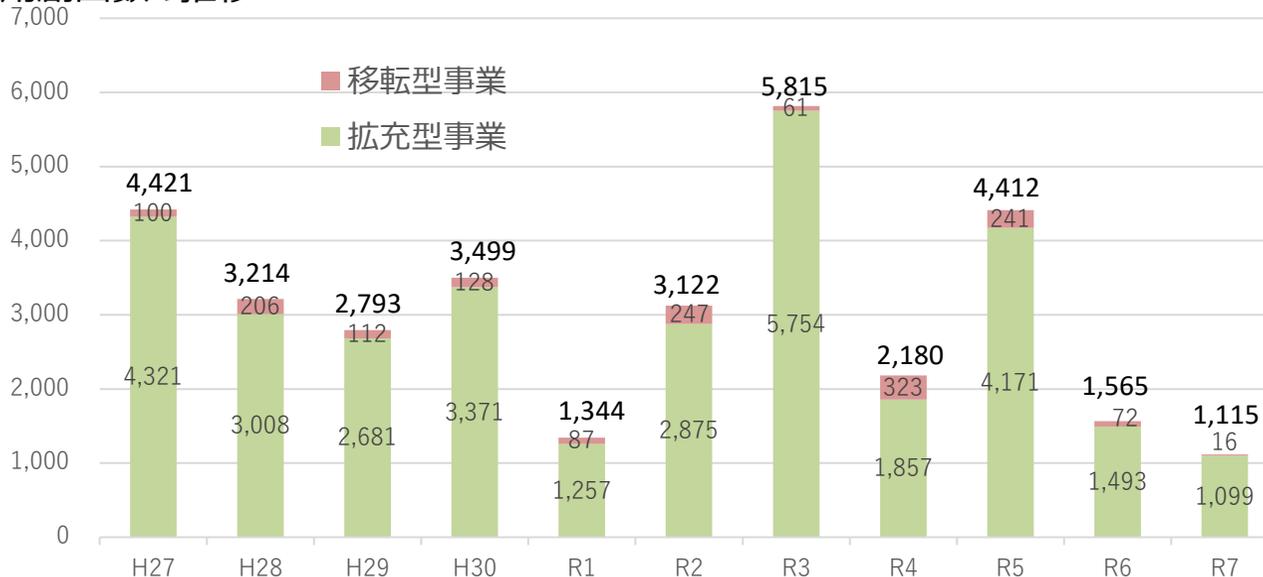
【認定件数】： **812件**（移転型事業 76件、拡充型事業 736件）

【雇用創出数】： **33,480人**（移転型事業 1,593人、拡充型事業 31,887人） ※新規採用者と、他の事業所からの転勤者の合計

■ 認定件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
認定件数	77	79	71	101	76	70	68	83	73	65	49	812
移転型事業	5	9	3	12	6	9	7	13	6	5	1	76
拡充型事業	72	70	68	89	70	61	61	70	67	60	48	736

■ 雇用創出数の推移



H27.10~R7.12	計
雇用創出数	33,480
移転型事業	1,593
拡充型事業	31,887

令和8年度税制改正要望の結果

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、**適用期限を2年間延長**（令和10年3月31日まで）するとともに、**オフィス減税について一部見直しの上、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修を対象に追加**。なお、**雇用促進税制については、オフィス減税（拡充部分）へ一本化**。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。
※「商業事業部門（一部）」及び「サービス事業部門（一部）」は、令和6年度税制改正において対象に追加。

特定業務児童福祉施設

保育所、学童等



※令和6年度税制改正において対象に追加

移転型

地方移転の促進



東京23区からの特定業務施設の移転

- ※ 首都圏の一部は対象外
- ※ 平成30年度税制改正において中部圏、近畿圏の一部を対象地域に追加

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方における特定業務施設の拡充

- ※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税： 建物等の取得価額に対して税額控除等

- ※ 適用対象資産の取得価格合計額が大企業4,500万円以上、中小企業1,000万円以上が対象であり、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 集中地域以外の地域からの転勤者は雇用者増加数の対象外。
- ※ 整備計画の認定を受けた日から特定建物等を事業の用に供した日の属する事業年度終了の日までの期間に事業主都合の離職者がいないこと。
- ※ 雇用促進税制はオフィス減税（拡充部分）へ一本化。（必要な経過措置を設定。）
- ※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置や地方創生交付金の弾力化措置等が活用可能。

新築／増築／新築の購入

延長

税額控除 **7%**（移転型）／**4%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型）／**15%**（拡充型）

上乗せ措置※

拡充

※大企業：投資価額10億円以上 + 特定業務施設で勤務する従業員60名以上の増加
中小企業：特定業務施設で勤務する従業員20名以上の増加

税額控除 **8%**（移転型）／**5%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型）／**20%**（拡充型）

中古資産の購入／改修

拡充

税額控除 **4%**（移転型）／**2%**（拡充型）

or

特別償却 **15%**（移転型）／**10%**（拡充型）

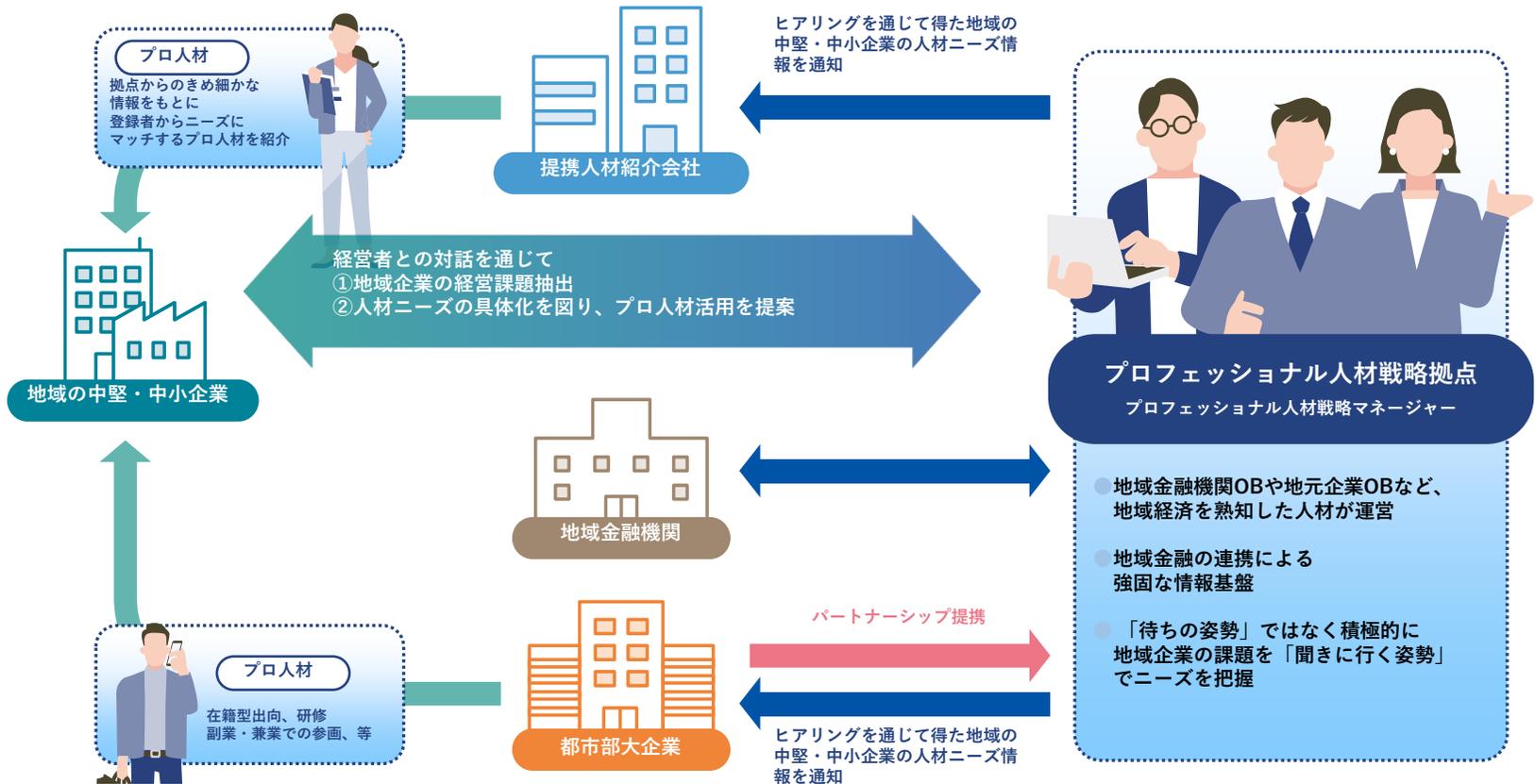
■ プロフェッショナル人材事業

プロフェッショナル人材事業

事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を行いつつ、企業を訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確化し、優良な雇用機会として提携人材紹介会社へに情報発信する。

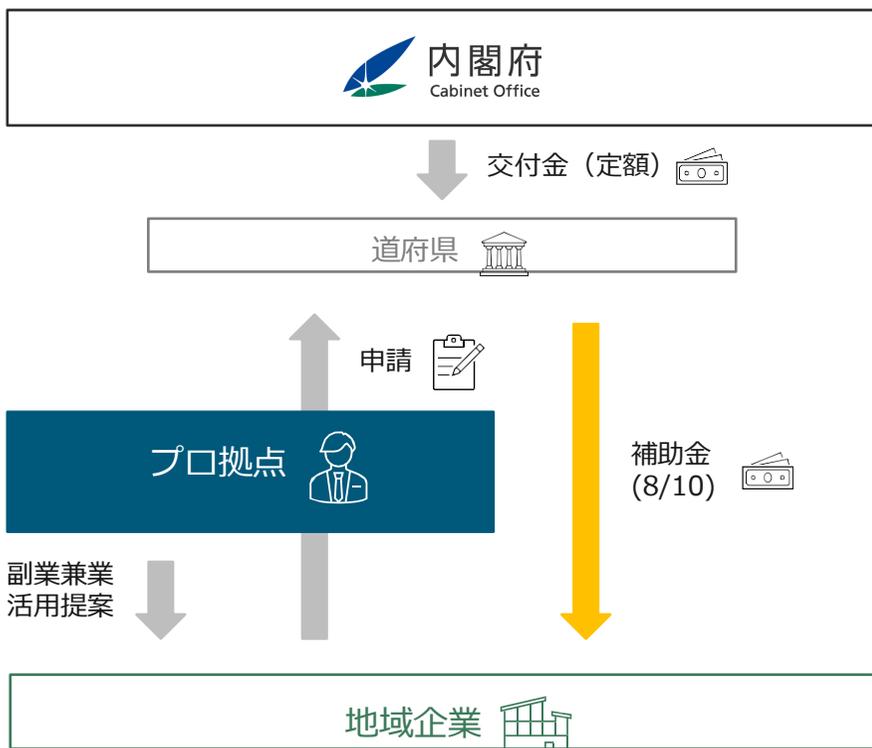
スキーム図



副業・兼業人材活用促進事業

- プロ人型交付金のメニューとして、令和7年度から副業兼業補助金を使途として設け（定額補助）、地域企業の副業兼業人材活用を促進する。

事業概要



補助金概要

補助対象

- 各道府県に設置されたプロ拠点を通じ副業人材活用を行う地域企業

支援企業の要件

- 過去に「プロ拠点を通じた副業人材活用」を行ったことのない企業
(プロ拠点を通じない利用は含まない)

対象費用

- 副業兼業人材活用により発生する以下の費用
 - 人材事業者へ払う紹介手数料
 - 副業人材に支払う報酬、交通費、旅費※交付対象となる副業・兼業人材との契約期間は、5か月を上限とする

交付額

- 上記に掲げる経費のうち最大8/10を補助
- 1件あたりの上限額は500千円

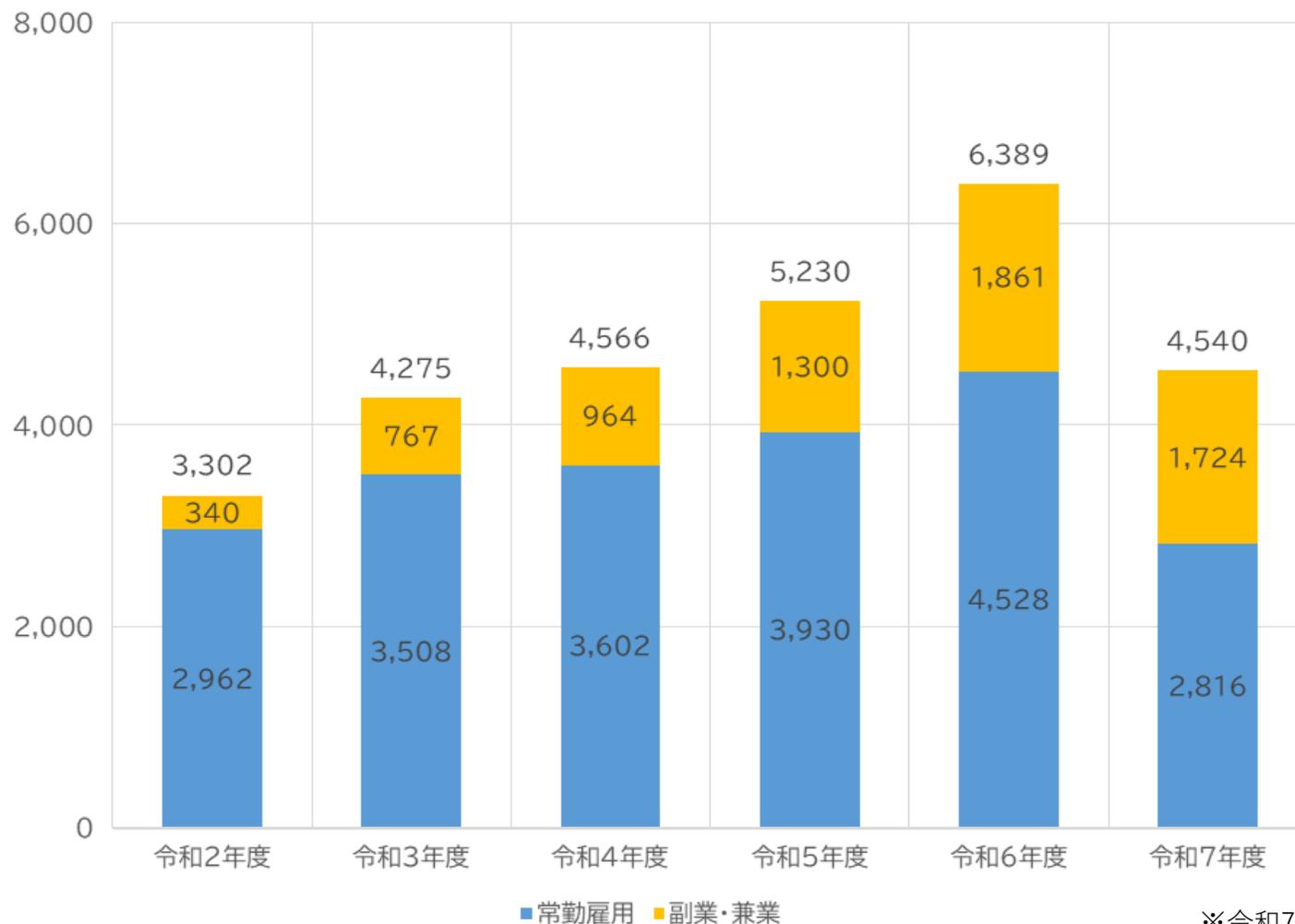
その他

- 対象はプロ拠点を通じた案件のみとする

成約件数の推移と内訳(年度別フロー)

(成約件数)

※ (-%) : 全体に占める副業・兼業の割合



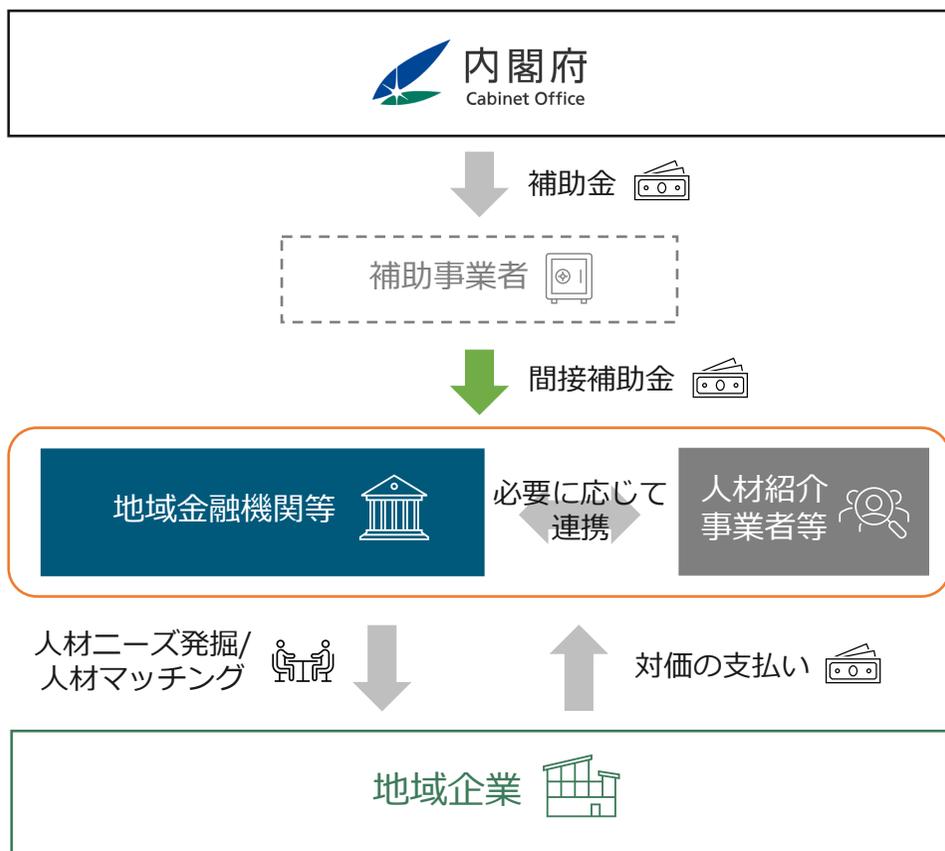
※令和7年度は11月末時点

■ 先導的人材マッチング事業

先導的人材マッチング事業

- 地域企業における外部人材の活用による生産性向上等を推進するため、地域金融機関等が民間人材紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業について、地域金融機関等に対し支援を実施し、その取組みを後押しするもの。

事業イメージ



補助金概要

実施主体	• 地域金融機関等
支援企業の要件	• 大企業(従業員2,000人超)に該当しないこと • 本店所在地が東京都以外の地域、または条件不利地域(※)であること
対象業務	• 支援企業に対して行う、ハイレベル人材のマッチング
交付額	• マッチングした人材の年収に応じ、以下の補助率により算出した金額を交付 • 常勤雇用(両手型)：年収×16% • 常勤雇用(片手型)：年収×12% • 常勤雇用以外：年収×8%+20万円
実施主体ごとの交付上限額	• 50百万円
事業期間	• 2025年3月～2026年1月31日

R6年度事業採択先一覧 (補助事業者：PwCコンサルティング合同会社)

第1次公募：116コンソーシアムを3月5日採択

第2次公募：3コンソーシアムを4月30日採択

黒：第一地銀等 58
 橙：第二地銀 26
 青：信金信組 40
 緑：その他(ベンチャーキャピタル等) 2
 ※はFGによる共同申請等

119コンソーシアム(126機関)を採択

- 【中国地方】
- ・鳥取銀行
 - ・山陰合同銀行
 - ・中国銀行
 - ・広島銀行
 - ・山口銀行※
 - ・トマト銀行
 - ・もみじ銀行※
 - ・玉島信用金庫
 - ・広島信用金庫
 - ・呉信用金庫

- 【北陸地方】
- ・北陸銀行
 - ・富山銀行
 - ・北國銀行
 - ・福井銀行※
 - ・富山第一銀行
 - ・福邦銀行※

- 【近畿地方】
- ・りそな銀行
 - ・滋賀銀行
 - ・京都銀行
 - ・関西みらい銀行
 - ・池田泉州銀行
 - ・南都銀行
 - ・紀陽銀行
 - ・みなと銀行
 - ・桑名三重信用金庫
 - ・京都信用金庫
 - ・京都中央信用金庫
 - ・京都北部信用金庫
 - ・大阪信用金庫
 - ・大阪シティ信用金庫
 - ・北おおさか信用金庫
 - ・きのくに信用金庫
 - ・尼崎信用金庫

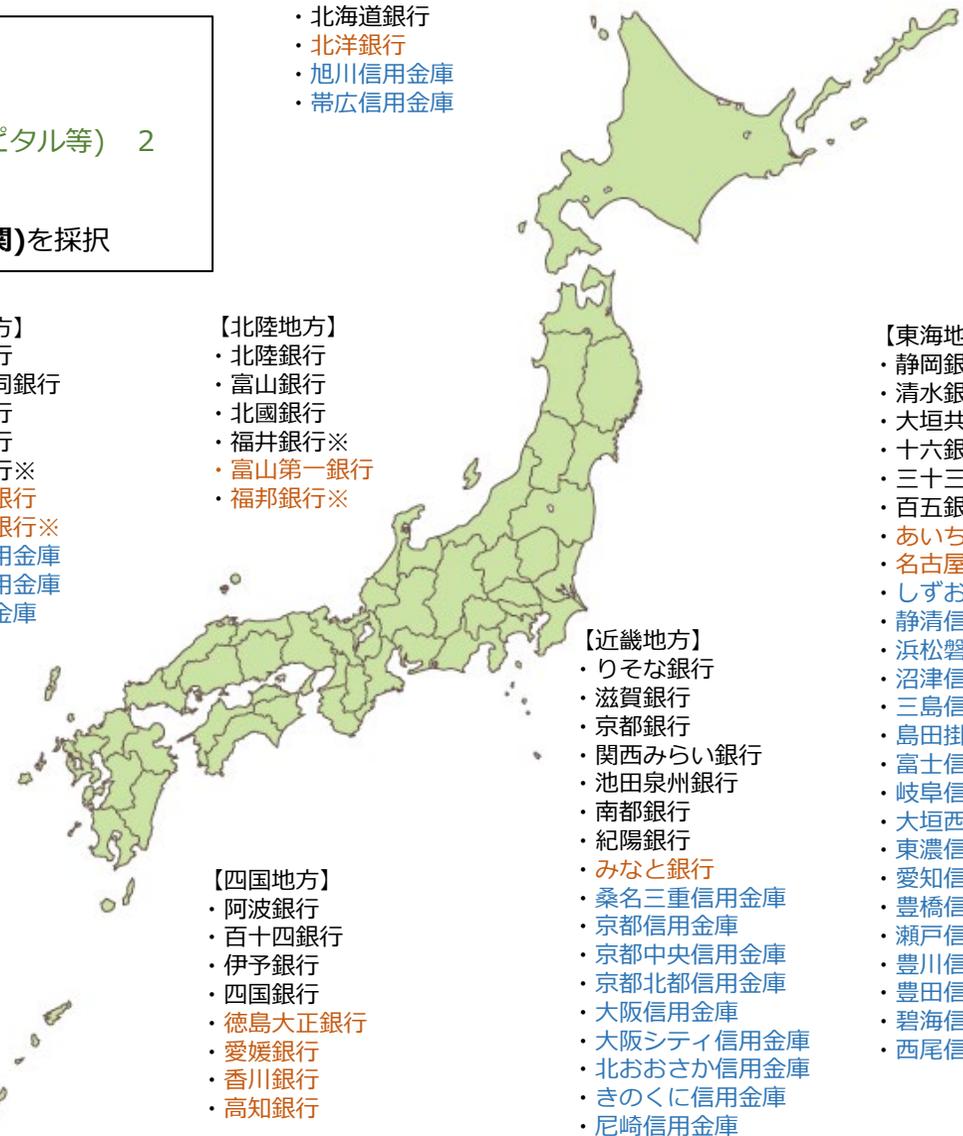
- 【四国地方】
- ・阿波銀行
 - ・百十四銀行
 - ・伊予銀行
 - ・四国銀行
 - ・徳島大正銀行
 - ・愛媛銀行
 - ・香川銀行
 - ・高知銀行

- 【九州・沖縄地方】
- ・福岡銀行※
 - ・西日本シティ銀行※
 - ・北九州銀行※
 - ・十八親和銀行※
 - ・佐賀銀行
 - ・肥後銀行
 - ・大分銀行
 - ・宮崎銀行
 - ・鹿児島銀行
 - ・琉球銀行
 - ・福岡中央銀行
 - ・長崎銀行※
 - ・熊本銀行※
 - ・沖縄海邦銀行
 - ・ドーガン

- 【東北地方】
- ・青森みちのく銀行
 - ・岩手銀行
 - ・秋田銀行
 - ・北都銀行
 - ・荘内銀行
 - ・山形銀行
 - ・七十七銀行
 - ・東邦銀行
 - ・きらやか銀行
 - ・北日本銀行
 - ・仙台銀行
 - ・福島銀行

- 【関東・甲信越地方】
- ・埼玉りそな銀行
 - ・群馬銀行
 - ・足利銀行
 - ・常陽銀行
 - ・筑波銀行
 - ・武蔵野銀行
 - ・千葉銀行
 - ・千葉興業銀行
 - ・きらぼし銀行
 - ・横浜銀行
 - ・第四北越銀行
 - ・山梨中央銀行
 - ・八十二銀行※
 - ・東和銀行
 - ・栃木銀行
 - ・京葉銀行
 - ・東日本銀行
 - ・大光銀行
 - ・長野銀行※
 - ・しのめ信用金庫
 - ・埼玉縣信用金庫
 - ・飯能信用金庫
 - ・千葉信用金庫
 - ・横浜信用金庫
 - ・亀有信用金庫他
 - ・西武信用金庫
 - ・新潟信用金庫
 - ・三条信用金庫
 - ・ジャパンインベストメントアドバイザー

- 【東海地方】
- ・静岡銀行
 - ・清水銀行
 - ・大垣共立銀行
 - ・十六銀行
 - ・三十三銀行
 - ・百五銀行
 - ・あいち銀行
 - ・名古屋銀行
 - ・しずおか焼津信用金庫
 - ・静岡信用金庫
 - ・浜松磐田信用金庫
 - ・沼津信用金庫
 - ・三島信用金庫
 - ・島田掛川信用金庫
 - ・富士信用金庫
 - ・岐阜信用金庫
 - ・大垣西濃信用金庫
 - ・東濃信用金庫
 - ・愛知信用金庫
 - ・豊橋信用金庫
 - ・瀬戸信用金庫
 - ・豊川信用金庫
 - ・豊田信用金庫
 - ・碧海信用金庫
 - ・西尾信用金庫



※ 亀有信用金庫は7信金(新庄信用金庫、興能信用金庫、萩山口信用金庫、西中国信用金庫、東山口信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫)との共同申請

海外展開

- 在外公館を通じた支援事業（企業支援）
- 弁護士活用事業
- インフラシステムの海外展開への支援
- JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」
- JICA「協力準備調査（海外投融資）」
- 脱炭素技術海外展開イニシアティブの促進

在外公館を通じた支援事業（企業支援）

- 世界各地の日本大使館・総領事館に「**日本企業支援窓口**」を設置し、海外展開に関する相談を受付け。現地における日本製品・技術のプロモーションにも協力。
- 一部の公館では、経済広域担当官や日本企業支援担当官（食産業担当）等、**分野別の相談も受付け**。

■ 事業の内容

- ✓ 日本企業支援窓口（ほぼ全ての公館に設置）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html

例えば、以下のような相談を受付け

- ・現地情勢や安全情報について知りたい。
- ・大使館の施設を利用してプロモーション活動をしたい。

- ✓ 分野別の担当官（一部公館で指名）

▶例①：食産業の海外展開について相談したい。

日本企業支援担当官（食産業担当）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_000259.html

▶例②：海外拠点から第三国市場への進出について相談したい。

経済広域担当官

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pagew_000001_00925.html

▶このほか、知的財産担当官、環境ビジネス調整担当官、エネルギー・鉱物資源専門官、外国公務員贈賄防止担当官等も一部公館にて指名。

お問い合わせ先：外務省 経済局 官民連携推進室

TEL：03-5501-8336 E-mail: business-support@mofa.go.jp

■ 予算額

令和7年度予算約0.3億円

（令和7年度補正予算額5億円）

日本企業の広報（例）

令和7年3月 アルゼンチン



在アルゼンチン大使公邸において開催された天皇誕生日レセプションの機会を利用し、日本企業PRを実施。現地で影響力を有するハイレベルの招待客に対し、日本及び日本企業の魅力・技術力を積極的に発信。

弁護士活用事業

- 外国では、州や市など自治体ごとの特有の法令、知的財産権を巡る紛争、公務員からの贈賄要求への対応など、**日本では馴染みのない法律問題や紛争への対応が必要に。**
- **現地の法律に精通する日本人弁護士に委託して、日本企業に対する法的アドバイス**（個別法律相談や現地の法令・法制度についての調査、情報提供等（セミナーの実施、ニュースレターの提供等）、在外公館が現地政府への申入れ等を行う際のコンサルティング等）を実施。

■事業の内容

- ✓ 令和7年度は、以下の20か国28公館で実施。
中国（青島、上海、瀋陽総含む。）、モンゴル、インドネシア（スラバヤ、デンパサール、メダン総含む。）、フィリピン、ベトナム（ホーチミン、ダナン総含む。）、ミャンマー、ネパール、バングラデシュ、ウズベキスタン、リオデジャネイロ総・サンパウロ総、ウガンダ、ガーナ、ケニア、コートジボワール、ザンビア、タンザニア、南アフリカ、モザンビーク、ルワンダ
- ✓ 上記のうち多くの公館では、法的アドバイスの機会を無料で日本企業に提供。また、進出先国における実務上の法的課題を在外公館が把握することが可能となり、必要に応じて現地政府への申入れ等を行うことにより、日本企業のビジネス環境改善にもつながりうる。

■ 令和7年度予算額

約0.2億円

■ 備考（対象要件等）

企業規模にかかわらず利用可能

（例） 弁護士活用による法律セミナー及び個別相談（在ベンガルール総）



「インドにおける商取引上のトラブル対応」というテーマで法律セミナーを実施。日系企業向けの無料コンサルティングも実施した。

インフラシステムの海外展開への支援

- 多くの在外公館にて**インフラプロジェクト専門官を指名**し、現地のインフラ関連情報の収集及び関係者への共有のほか、現地政府機関との折衝など、**日本企業によるインフラ受注活動を支援**。

インフラプロジェクト専門官の活動を通じたインフラ受注事例

A国

地下鉄車両調達案件において、現地我が方公館が日本企業と連携しつつ、発注機関に対して価格以外の優位性（納期等）につきアピールする等、ロビー活動を実施した結果、同日本企業が受注した。

B国

道路改良事業を統括するプロジェクト運営企業の募集があり、日本企業が関心を表明。現地我が方公館が過去の類似事業にかかる調査を行い、同日本企業がその調査結果を踏まえた入札書類を作成したところ、日本勢として初めて選定された。

C国

国営ガス企業が主導する浮体式LNG貯蔵・再ガス化設備の入札において、相手国政府内部の情報（実質的な意思決定者等）収集、大使自らのアピール等が功を奏し、日本企業が定期用船1隻の契約に関する優先交渉権を獲得した。

■ **令和7年度予算額**：約0.3億円

■ **インフラプロジェクト専門官**：79か国101公館にて約200名を指名（令和7年度現在）。

JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

- **開発途上国の課題解決に貢献する日本企業の海外ビジネスづくりを支援**します。
- このような海外ビジネスを検討している、中小・中堅企業を始めとする日本企業は、2つの支援メニューの下、**JICAの知見・ネットワークも活用**しつつ、**コンサルタントによる伴走支援**を受けることができます。

	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業
概要	対象国の基礎情報を収集し、開発途上国ニーズ、顧客ニーズと自社製品/サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル（市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等）を検証する。	製品/サービスに対する顧客の受容性、現地パートナーの候補を含むビジネスモデル策定に関連する調査を通じ、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築、ビジネスプラン（事業計画）を策定する。
期間	上限12か月	上限2年6か月
調査経費	上限1,500万円	上限4,000万円
対象企業	中小企業／中堅企業 非営利法人、中小企業団体	中小企業／中堅企業／大企業 非営利法人、中小企業団体

上記内容は、2025年度公示情報です。制度の詳細、申込み方法等の最新情報は下記リンク先をご覧ください。

事業の詳細はこちら（JICAホームページ）
[中小企業・SDGsビジネス支援事業について](#)

**2026年度の公示は
9月頃を予定しています
(年1回)**

お問い合わせ先：[JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口](#) TEL:03-5226-3491 E-mail: sdg_sme@jica.go.jp
外務省 国際協力局 開発協力総括官室 TEL: 03-5501-8373 E-mail: odakanminrenkei@mofa.go.jp

JICA「協力準備調査（海外投融資）」

- **開発途上国において、将来 JICA海外投融資**（インフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で経済社会開発や経済の安定に寄与し、採算が見込める事業への出融資）**の活用を見込む事業計画策定を支援**します。

施策の内容

- ✓ 対象事業：以下を満たす民間資金活用事業
 - 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与し、日本政府・JICAの方針に沿っている
 - 事業化段階で海外投融資を活用する見込みがある
 - 提案法人が投資の形で参画する予定がある
- ✓ 調査方式：二段階方式として、予備調査、本格調査の二段階に分けそれぞれ別の契約を締結する。予備調査は本格調査移行を前提としない形式（単独型）も可能。
- ✓ 公示時期：随時応募、随時採択
- ✓ 対象事業、調査方式等の詳細については、[JICAのホームページ](#)をご覧ください。

備考（対象要件等）

- ✓ 日本国登記法人。但し、条件を満たしていれば共同企業体構成員は外国籍法人も可能。企業規模に関わらずご利用いただけます。

「協力準備調査（海外投融資）」

将来的には、JICA「海外投融資」の活用を前提とした現地での事業化を念頭に置いた調査を支援対象とする。

予備調査

事業の基本スキーム等、具体的な案件形成及び事業実施に向けた情報収集を支援。

（委託契約の上限：3千万円）

本格調査

より高い確率で海外投融資につながると見込まれる案件について、法務、財務、環境社会配慮等の事業の実施に当たり必要な情報を網羅した調査を支援。

（委託契約の上限：1.2億円）

成果目標：「協力準備調査（海外投融資）」の通年公募を通じ、JICA海外投融資の活用を前提とした開発途上国におけるビジネス展開のための事業計画策定への支援を強化する。

（※）予備調査→本格調査と移行して実施することを想定しているが、予備調査もしくは本格調査のみを行うことも可能。

お問合せ先

[JICA 民間連携事業部 海外投融資企画課](#)

TEL: 03-5226-3489 E-mail: minkanshien_os@jica.go.jp

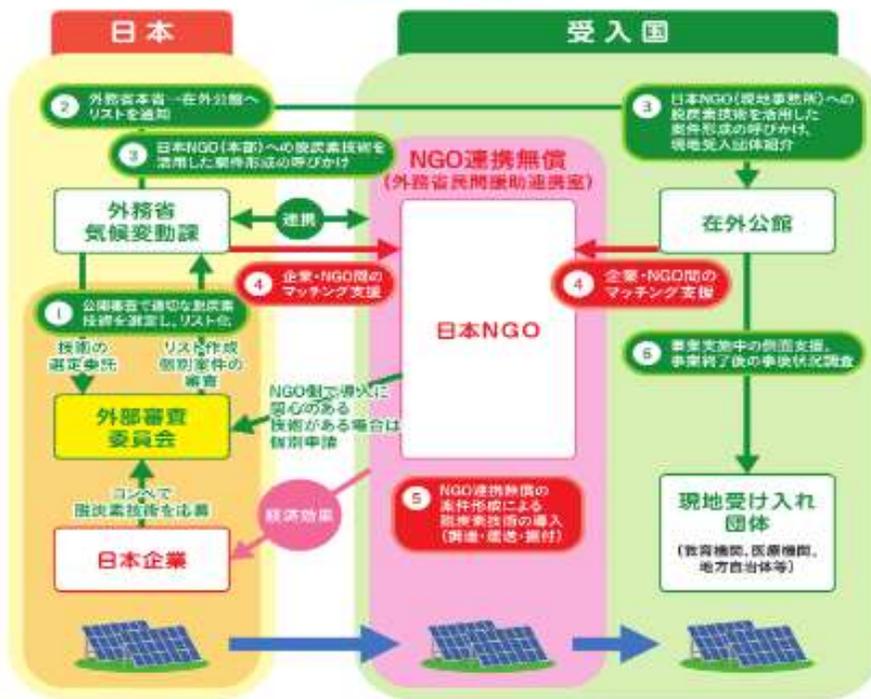
外務省 国際協力局 開発協力総括官室

TEL: 03-5501-8373 E-mail: odakanminrenkei@mofa.go.jp

脱炭素技術海外展開イニシアティブの促進

- 日本企業と日本のNGO の連携による脱炭素技術の開発途上国への展開を応援します。

脱炭素技術海外展開イニシアティブ(スキーム図)
(N連活用の場合の例)



事業スキーム

✓ 日本NGO 連携無償資金協力（N連）等既存のスキームによる事業形成を通じて、日本企業の技術の途上国への展開を図るイニシアティブです。

✓ NGOは、N連等の案件形成に際して、必要に応じて同リストを参照し、ニーズに適した技術があれば企業にコンタクトし、ともに途上国での案件を形成していくことが可能です。

✓ 外部審査委員会による、日本企業を対象とした公開審査を通じて選定された脱炭素技術をリスト化し、令和8年1月時点で24社の27製品が選定されており、今後もリストの拡充を行います。

備考（対象要件等）

✓ 企業規模にかかわらずご利用いただけます。

お問い合わせ先： 外務省 国際協力局 気候変動課

TEL:03-5501-8493 E-mail: climate.solutions@mofa.go.jp